

熊本市景観計画 概要版

水と緑と歴史を活かし
地域と共に賑わいと活力を育む
くまもとの景観づくり



【当初】平成21年10月1日策定（平成22年1月1日施行）
【改定】令和6年1月15日策定（令和6年4月1日施行）



1. 計画改定の目的（本編序章）

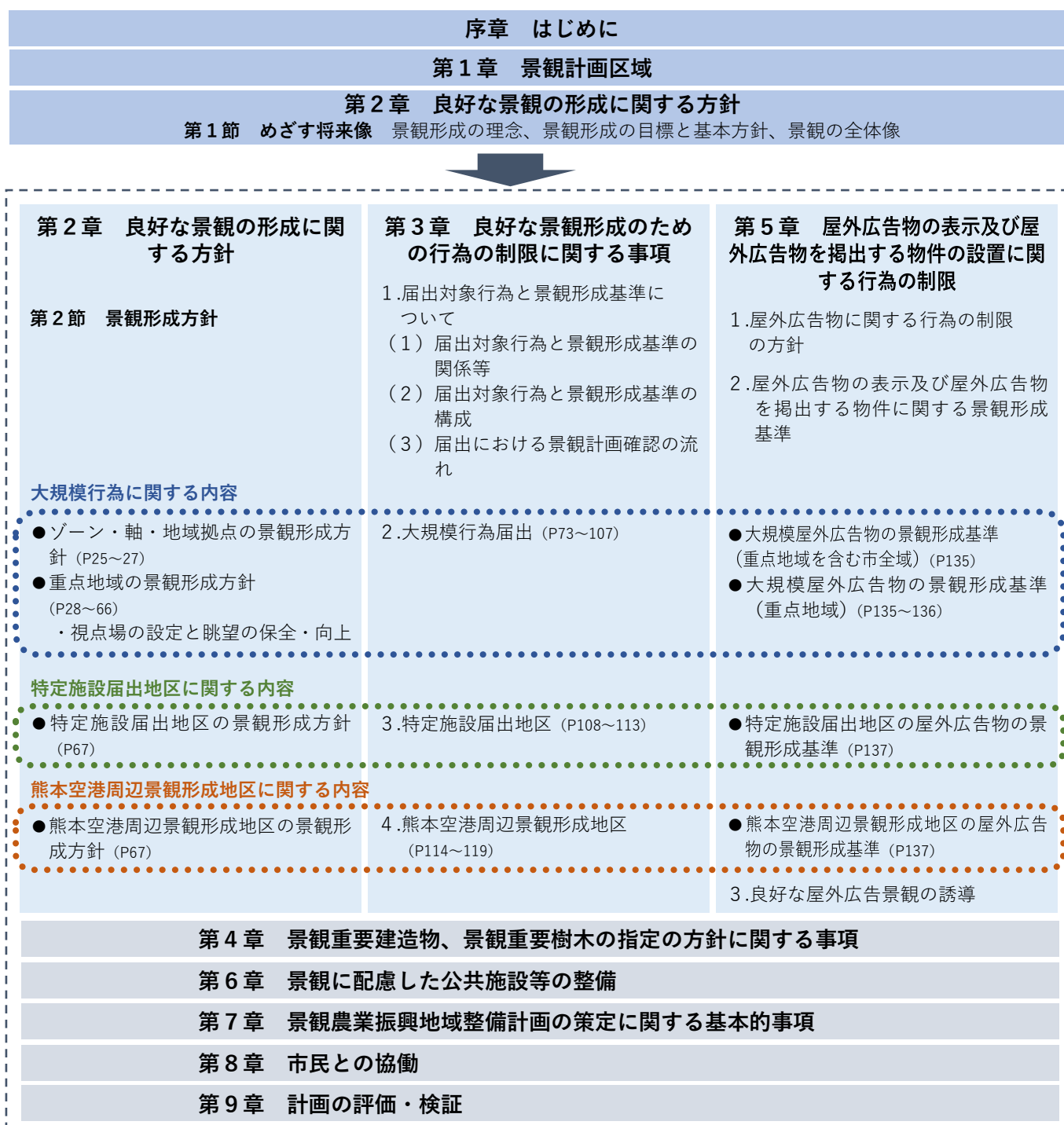
熊本市景観計画は、本市がこれまで実践してきた景観行政を基盤に、熊本らしい景観の形成を推進するための基本的な方針及び景観形成のための具体的な制限（景観形成の基準）を明らかにし、地域固有の特性を活かした良好な景観形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

景観計画の構成と景観計画の確認の流れ

< 景観計画の構成 >

景観計画本編は、下図のような構成でまとめています。本概要版を参照した上で、必要に応じて本編の該当箇所をご確認下さい。

※記載されているページ番号は、景観計画本編のページ番号です。



＜届出における景観計画確認の流れ＞

景観法に基づく届出の対象となる行為をしようとする事業者等は、次のような流れで、景観計画本編の内容を確認して、建築計画等を進めて下さい。

※建築基準法等の法規は別途確認して下さい。

※記載されているページ番号は、景観計画本編のページ番号です。

- ・本市における景観の現状や特性、あるいは市域全体の景観形成の理念、目標、基本方針を確認する。

- 序章
- 第1章
- 第2章 第1節
- **2 景観形成の目標と基本方針**
(P1～17)



- ・建築計画等の対象地が、ゾーンや軸、地域拠点、あるいは重点地域や特定施設届出地区、熊本空港周辺景観形成地区内に位置しているかを確認する。

- 第2章 第1節
- **3 景観の全体像** (P18～20)



- ・建築計画等の対象地が位置するゾーンや軸、地域拠点の景観形成方針、あるいは重点地域等の景観形成方針の内容、視点場の位置等を確認する。
- ・建築計画等の対象地が視点場の眺望範囲にある場合は、眺望の保全向上の考え方を確認する。

- 第2章 第2節
- **景観形成方針** (P24～67)



- ・建築計画等の対象地及び内容について届出が必要か否かを確認する。
 - 大規模行為届出が必要な場合
⇒市域全体の景観形成基準を確認する。(P76～81)
⇒建築計画等の対象地が重点地域内の場合は、重点地域の景観形成基準を確認する。(P82～107)
 - 特定施設届出が必要な場合
⇒特定施設届出地区の景観形成基準を確認する。(P108～113)
 - 熊本空港周辺景観形成地区の届出が必要な場合
⇒熊本空港周辺景観形成地区の景観形成基準を確認する。
(P114～119)
- ・併せて、関係するガイドライン等 (P153) の内容を確認する。

- 第3章
- **良好な景観形成のための行為の制限に関する事項**
(P69～119)



- ・屋外広告物に関する行為の制限、景観形成基準の内容等について確認する。
- ・屋外広告物の設置場所及び規模が、屋外広告物の景観形成基準への適合が必要なものであるか確認する。
- ・重点地域等に設置する場合は、重点地域等の景観形成基準の内容等を確認する。
- ・併せて、熊本市屋外広告物条例及び関係するガイドライン (P153)、屋外広告物のてびき等の内容を確認する。

- 第5章
- **屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限** (P131～138)



- ・その他の章を確認し、景観計画の全体像を把握する。

- 第4章 (P121～129)
- 第6章～第9章 (P139～173)



電車通りから熊本城への眺望



江津湖から金峰山への眺望



川尻のまち並み

2. 計画の位置づけ（本編序章）

本計画は、上位計画である熊本市第8次総合計画及び第2次熊本市都市マスタープランに即するとともに、その他の関連計画等と連携・整合を図ります。

4. 景観計画区域（本編第1章）

景観計画区域は、市全域とします。

5. 理念・目標・基本方針（本編第2章）

<理念>

水と緑と歴史を活かし
地域と共に賑わいと活力を育む
くまもとの景観づくり

阿蘇の大自然の恵みは、白川という水の流れとなって、あるいは、水前寺や江津湖に湧き出す水となって熊本に暮らす人々の生活を支えてきました。また、温暖な気候にも恵まれ、あふれる緑がこの都市をうるおしてきました。人々は生活の中で自然とつながり、そこで育まれた長い歴史や文化は、熊本らしい景観を生み出しました。

本市の景観を構成しているものは、自然が生み出す水の流れや地形等の基盤と、その上に長い時間をかけて人々の営みにより造られてきた都市の姿です。私たちは、このような水と緑と歴史を保全、活用することにより、賑わいや活力あふれる「熊本らしい景観」を、市民・事業者・行政が協働して創り、次世代に継承していきます。

3. 景観特性（本編序章）

～“どこにいても”自然・歴史・暮らしが感じられる都市～

本市では、山々や公園、街路樹の緑、河川、湧水地の水等の豊かで美しい自然、地域で継承される趣のある歴史文化、市民の暮らしや活動が、層のように重なった景観を至る所で目にすることができ、活力と賑わいを享受することができます。

このような、“どこにいても”自然・歴史・暮らしが感じられる環境が、熊本らしい景観の特性であり、次の4つにまとめることができます。

- ①緑・水などの自然と一体化している都市
- ②地域の歴史文化が継承された伝統ある都市
- ③賑わいと活力を感じる熊本城を中心とした都市
- ④暮らしに根付いた地域景観が広がる都市

< 目標 >

- ①熊本らしさの印象を高める重要な場所での「眺望景観づくり」
- ②市民の文化性、活力が感じられる「沿道景観づくり」
- ③個性と愛着あふれる「地域景観づくり」
- ④多様な主体が参画する「協働の景観づくり」

< 基本方針 >

- ①熊本らしさの印象を高める重要な地域の景観形成を推進します
- ②郷土の自然や歴史を踏まえた建築物等や屋外広告物を誘導します
- ③良好な景観づくりのモデルとなるよう公共空間の質を向上します
- ④豊かで美しい緑と水辺がつながるおいある景観を創出します
- ⑤地域の個性創出と市民による主体的な景観形成を推進する仕組みをつくりま

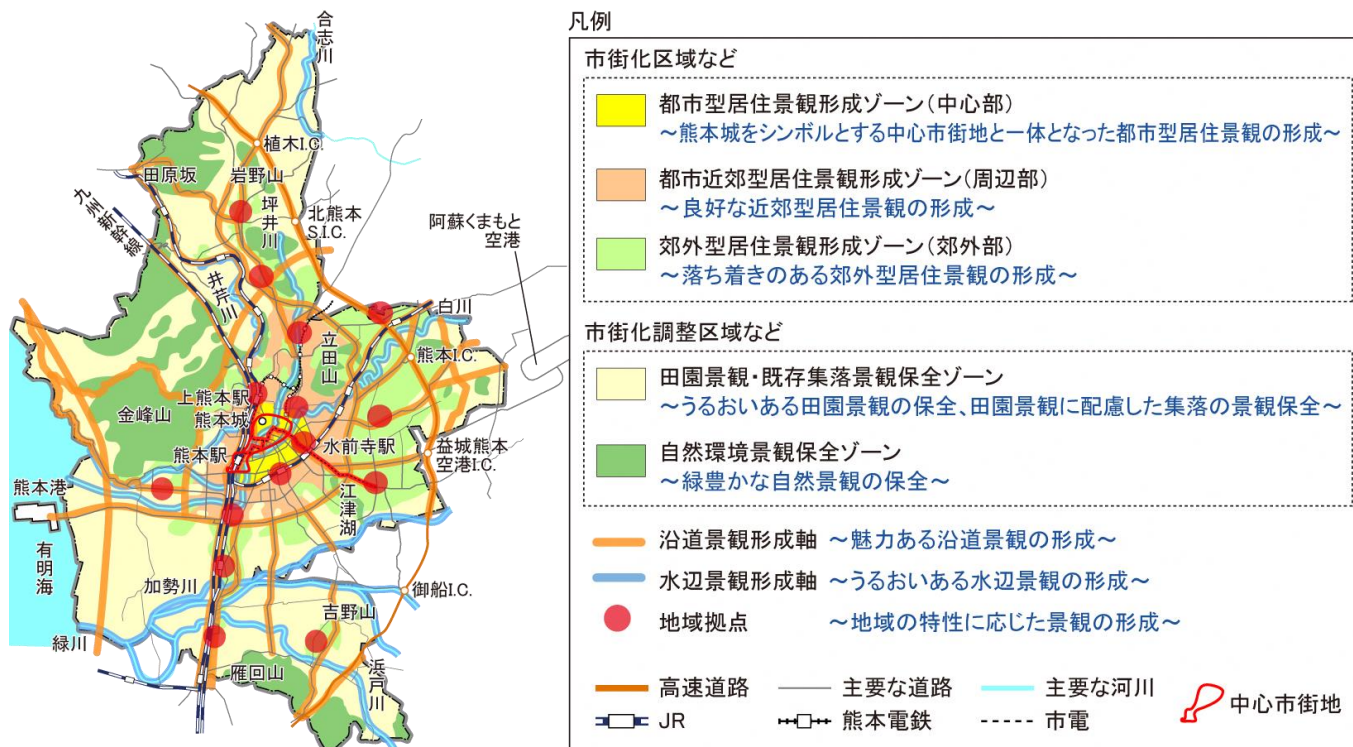
6. 景観形成方針と行為の制限等（本編第2章・第3章）

（1）景観形成方針の内容

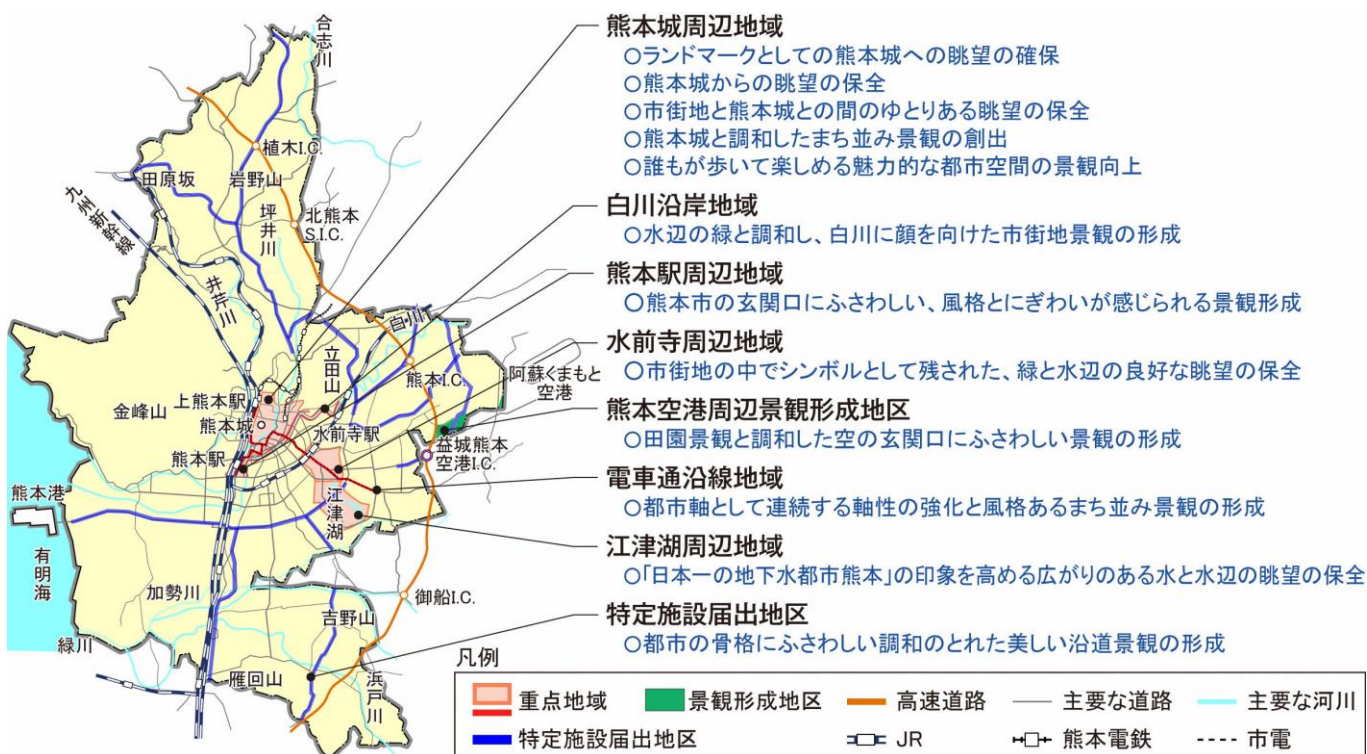
本市のめざす良好な景観の全体像として、景観特性、都市構造、地形の特性、地域の個性を踏まえ、5つのゾーンと2つの軸を設定しつつ、全ゾーンに関連して6つの重点地域と特定施設届出地区、熊本空港周辺景観形成地区を設定しています。

さらに、市民サービス機能や生活サービス機能が集積した地域拠点が設定されています。

また、ゾーン、軸、重点地域、特定施設届出地区、熊本空港周辺景観形成地区、地域拠点には、景観形成方針（下図青字）を定めています。



ゾーン・軸・地域拠点位置図



重点地域、特定施設届出地区、熊本空港周辺景観形成地区位置図

(2) 視点場の設定と眺望の保全・向上

① 景観の構成要素

景観は、主に視点場、視対象、そして眺望で構成されています。

■ 視点場

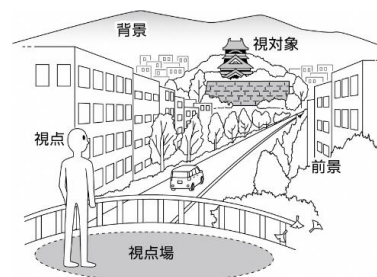
- ・ 視点場は視対象を眺める人が位置する場所のことです。
- ・ 視対象を眺めるときの視点場は、ある程度の広がりがある広場などの「面」であったり、移動しながら見る道路等の「線」であったり、必ずしも1点に固定されるものではなく、領域を有しています。

■ 視対象

- ・ 視対象とは、人が眺める対象物のことです。
- ・ 視対象は、必ずしも一つではなく、複数ある場合が多く、重なり合っています。例えば、熊本城の天守閣と手前の石垣が視対象となったり、長堀と桜並木が視対象となったりする場合があります。

■ 眺望

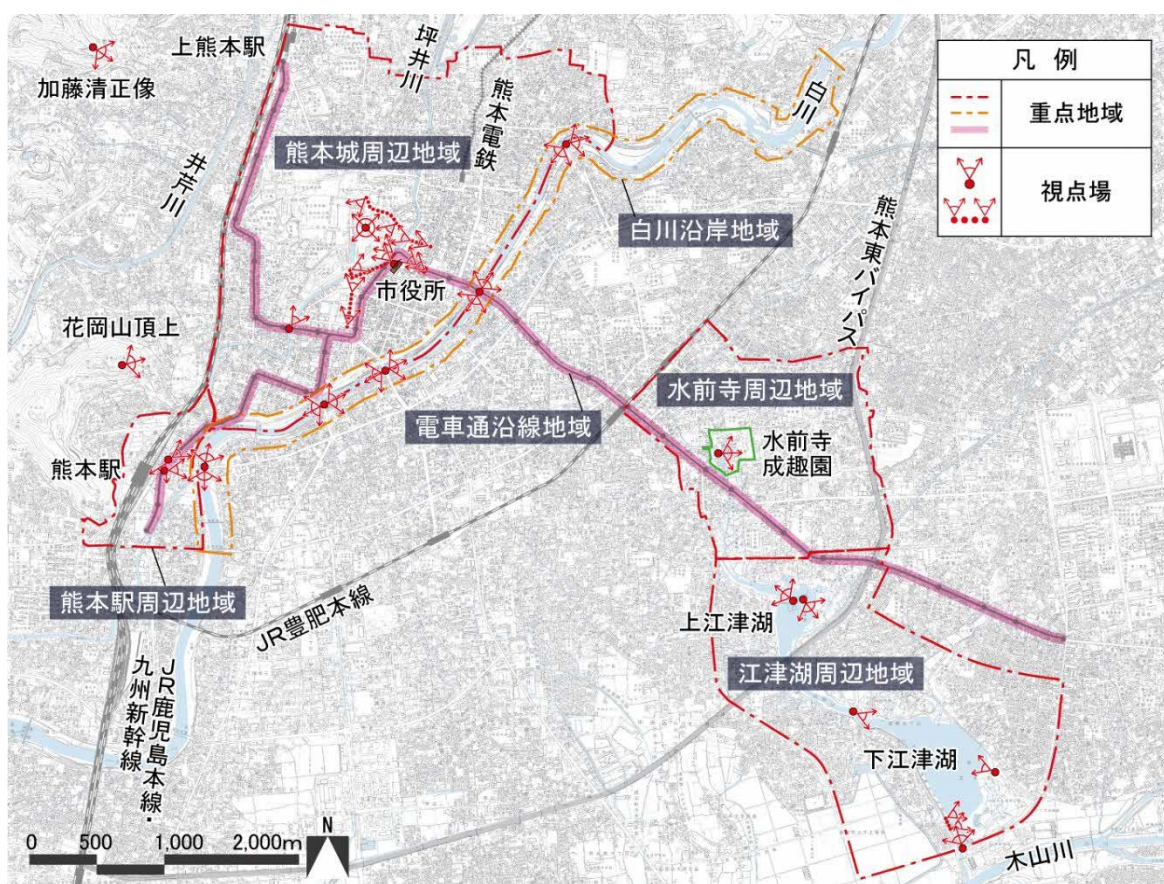
- ・ 視点場から視対象を眺めるときに、視覚で捉えられる範囲の景観のことです。
- ・ 眺望は、視対象を中心として、視点と視対象の間にある「前景」、視対象の背後にある「背景」で構成されます。
- ・ 前景と背景は、眺望に大きく影響することから、良好な景観形成のためには、前景と背景のあり方について配慮が求められます。



視点場と視対象のイメージ

② 熊本市における視点場の設定

- ・ 熊本らしさの印象を高める景観形成を進めるために、市民や来訪者から愛され、かつ熊本らしい眺望を望むことができる場所を、視点場として設定します。
- ・ 視点場は、屋外の公的空間（道路、橋、公園等）上の地点や一定の領域とします。
- ・ 当該視点場からの眺望の特性を踏まえ、眺望の保全・向上を図るとともに、市民の郷土愛の醸成や賑わい創出、観光交流の拡大に寄与するよう、本市のまちづくりに活用します。



重点地域及び視点場 （※視点場の詳細は、P11～P17）

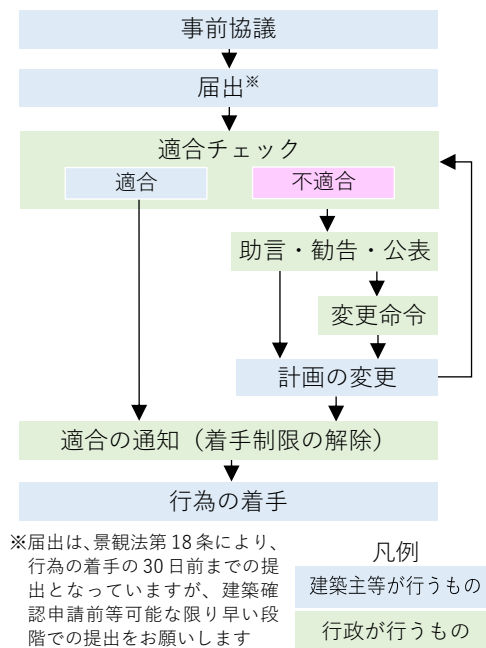
(3) 行為の制限等

一定規模以上の建築行為等を行う場合は、景観法に基づく市への届出が必要となり、本計画に定める景観形成方針と景観形成基準への適合が求められます。

届出対象行為と景観形成方針と景観形成基準は、大規模行為、特定施設届出地区、熊本空港周辺景観形成地区それぞれに設定しています。

■届出対象行為の種類毎の景観形成方針等

届出対象行為の種類	対象地域	景観形成方針・景観形成基準
大規模行為	市全域	市全域 (P8~10)
		重点地域(熊本城周辺地域、水前寺周辺地域、江津湖周辺地域、熊本駅周辺地域、電車通沿線地域、白川沿岸地域) (P11~17)
特定施設届出地区	特定施設届出地区	特定施設届出地区 (P18~20)
景観形成地区	熊本空港周辺景観形成地区	熊本空港周辺景観形成地区 (P21~24)



届出の流れ

(4) 大規模行為届出

■大規模行為における届出対象行為別添付図面

対象物	行為の種類	対象規模	添付図面									
			位置図	配置図	緑化計画図 ※3	平面図	立面図等 ※4	現況図	計画図	縦横断面図	構造物詳細図	現況写真 ※5
建築物	新築、新設、増築、改築、移転又は外観の変更 (修繕若しくは模様替え又は色彩の変更)	・高さ※1 12m又は建築面積 1,000 ㎡を超えるもの ・既存建築物の屋上や屋根への太陽光発電施設の設置にあたり、太陽光発電施設の設置面積が1,000 ㎡を超えるもの ・既存建築物の高さ※2 が12m以下で、太陽光発電施設を設置した場合に建築物の高さが 12 mを超えるもの	○	○	○	○	○					○
工作物 (さく及び堀を除く)		・高さ 12m又はその敷地の用に供する土地の面積 1,000 ㎡を超えるもの	○	○	○	○	○					○
さく及び堀		・高さ 2mかつ長さ 30mを超えるもの	○	○	○		○					○
土地	開発行為	・行為に係る土地の面積が 1,000 ㎡ (宅地分譲の用に供するものにあっては 3,000 ㎡) を超えるもの又は高さ5mかつ長さ10mを超えるのり面若しくは擁壁を生ずるもの	○					○	○	○	○	○
土石及び 鉱物	採取及び掘採 (地形の外観の変更を伴うもの)											
太陽光発電施設	土地に自立して、 新設、増設する場合	・高さ※2 12mを超えるもの又は新設する場合はその敷地の用に供する土地の面積が 1,000 ㎡を超えるもの、あるいは増設する場合は増設後の土地の面積が 1,000 ㎡を超えるもの	○	○	○	○	○					○

- ※1 建築基準法施行令第2条第1項第6号口による建築物の高さとする。
- ※2 斜面に設置する場合の高さは、最も低い位置に設置する太陽光パネル及び架台を含む最下部から、最も高い位置に設置する太陽光パネル及び架台を含む最頂部までの高さとする。増設する場合、高さが届出対象規模を超える場合は届出対象となる。
- ※3 樹木の位置、種類、面積を記入すること
- ※4 壁面、屋根の材料及び色彩(マンセル値)を記入すること。屋外設備の位置・形状を記入すること。
- ※5 届出地を含み、周辺のまち並みが分かること。撮影方向を配置図などに記入すること。

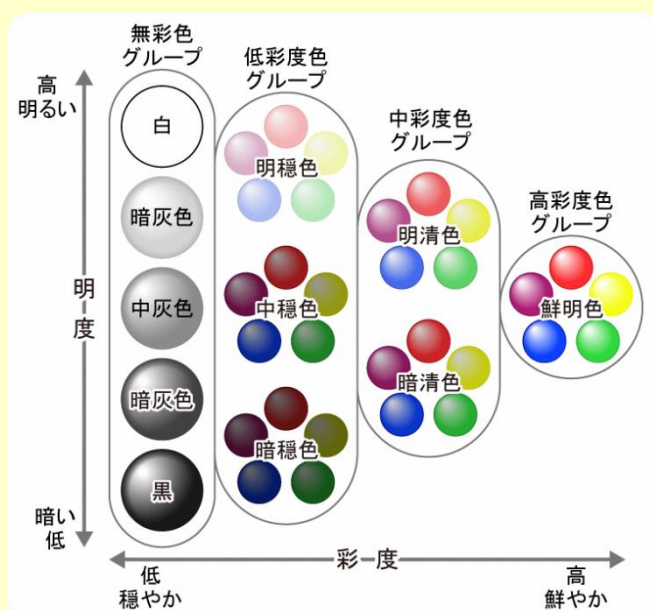
(4) - 1 市全域の景観形成基準（重点地域を含む）

項 目		基 準
建築物、工作物の新築、新設、増築、改築、移転又は外観の変更	位置・高さ	・遠景の山々や景観資源に対する道路（又は特別の視点場）からの眺望を損なわないように壁面線の後退や高さをおさえるように努めること。 ・壁面線や高さをそろえる等の行為を通してまち並みとしての魅力向上に貢献すること。 ・まちにゆとりやうおいを生み出すために、オープンスペースの確保に努めること。オープンスペース計画の際には「熊本市公開空地等整備・利活用等推進ガイドライン」を参考とすること。
	形態	・地域の景観特性を活かし、地域デザインを表現するよう努力すること。 ・遠いところから見おろす眺望に対して、屋上や屋根などのデザインに配慮すること。 ・長大な壁面や架構には小さな部材の使用や、空間を区切るなどの手法を用いることによって、人との融和に努めること。 ・まち並みとしての連続性がとぎれないように1階部分の用途やデザインなどに配慮すること。 ・外観に露出する設備類については、建物全体のデザインとの調和に努めること。共同住宅の場合、洗濯物等が通りから直接見えにくい構造、意匠となるように配慮すること。
	色	・基調となる色は、周囲の自然やまち並みの色彩（色相・明度・彩度）に調和したものとし、アクセントとなる色はごく限られた箇所に限定するように努めること。 ・建物等の材料については、周囲の自然素材やまち並みと素材感の調和に努めること。 ・「地域で推奨する色彩」、「避けてほしい色彩」及び「使用できない色彩」は、別表1～3（P10）のとおりとする。なお、色彩の指定はマンセル表色系※⁶による表記を用いる。 ・各地域の雰囲気損なわない「地域で推奨する色彩」を使用するように努めること。
	敷地緑化	・敷地内のオープンスペースは、「熊本市公開空地等整備・利活用等推進ガイドライン」も参考として、緑化に努めること。 ・前面道路に面するところ、特に角地等における緑化、窓辺や屋上等の緑化も推進すること。 ・緑陰駐車場等、駐車場の緑化に努めること。 ・既存の樹木がある場合には、修景に活かすように配慮すること。 ・中高木の植栽を促進すること。
	太陽光発電施設	〔高さ〕 ・高さをおさえ、周辺からの突出を避けること。 ・設置面から高さ2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努めるものとする。 ・景観計画に定める視点場からの眺望に配慮した位置とし、著しい景観支障とならないようにすること。 〔形態〕 ・太陽光パネルの傾斜をできるだけ緩やかにし、向きをそろえるなど、統一感のある配置とすること。 〔色彩・材料〕 ・太陽光パネルは、黒系統色等の暗色を基調とし、架台等の附属施設も含め、全体として周辺の景観と調和した色彩とすること。 ・太陽光パネルの材質は低反射性のもの、または防眩処理等を施したものを使用すること。
	土地に自立して新設、増設する場合	〔高さ〕 ・高さをおさえ、周辺からの突出を避けること。 ・設置面から高さ2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努めるものとする。 ・景観計画に定める視点場からの眺望に配慮した位置とし、著しい景観支障とならないようにすること。 〔形態〕 ・太陽光パネルの傾斜をできるだけ緩やかにし、向きをそろえるなど、統一感のある配置とすること。 〔色彩・材料〕 ・太陽光パネルは、黒系統色等の暗色を基調とし、架台等の附属施設も含め、全体として周辺の景観と調和した色彩とすること。 ・太陽光パネルの材質は低反射性のもの、または防眩処理等を施したものを使用すること。 〔敷地の緑化〕 ・敷地内は極力緑化に努めること。 ・既存の樹木がある場合には、修景に活かすよう配慮すること。 ・伐採により樹木の連続性を無くさないこと。 ・地域に見合った樹種を選定する等、周辺環境や景観に配慮した緑化を行うこと。

※6 マンセルが考案した色の表示法。色相・明度・彩度に従い、赤・黄・緑・青・紫色及びその中間色の計10色を基準に組み立てたもの

その他	・外観のよごれや設備の損傷、はみ出し駐車や、無秩序な駐輪、建築デザインをこわすような垂れ幕や看板の設置等を回避するよう、管理・運営面からの対策を講じるものとする。 ・駐車場及び物品等の置き場については、その位置に配慮するとともに外から見えないような工夫を行うように努めること。 ・地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや動きのある照明を用いないように努めるとともに、「熊本市光のマスタープラン」を参考とし、良好な夜間景観の創出に努めること。
さく及び塀の新設、増築、改築、移転 又は外観の変更	〔位置・高さ〕 ・遠景の山々や景観資源に対する道路（又は特別な視点場）からの眺望を損なわないように道路境界からの壁面線の後退や高さをおさえるように努めること。 ・まち並み（通りに面した建物の連続）の一員として参加し、まち並みとしての魅力向上に貢献すること。 ・通りに開放感を与えるように高さを低くおさえるように努めること。 〔形態〕 ・地域の景観特性を活かし、地域デザインを表現するように努めること。 ・長大な壁面には、小さな部材の使用や、空間を区切る等の手法を用いることによって、人との融和を図ること。 ・敷地内外の連続一体化が可能な場合には、さくや塀を設けずに開放的な利用が望まれる。 〔色彩・材料・緑化〕 ・色彩は、周囲の自然やまち並みの色調と調和したものとし、アクセントとなる色はごく限られた箇所に設定するように努めること。 ・材料は、周囲の自然素材やまち並みと調和したものとする。 ・できるだけ生け垣にするなど、緑化に努めること。
開発行為	〔土地の形状及び緑化〕 ・可能な限り、原地形に沿った形で変更を行うように努めること。 ・周辺の景観との調和に配慮するとともに緑化に努めること。 ・団地等では、全体の景観計画に基づいて、個々の造成や緑化を図ること。 〔のり面又は擁壁の外観及び緑化〕 ・のり面の勾配は、可能な限りゆるやかなものとする。 ・周辺の景観との調和を考慮した形態・材料とし、緑化に努めること。
土石の採取 及び鉱物の掘採	〔遮へい及び緑化〕 ・敷地内及び敷地周辺の緑化に努め、周囲の道路等からの遮へいに配慮すること。 〔のり面又は擁壁の外観及び緑化〕 ・採掘後ののり面等の事後処理については、周辺の景観との調和に配慮するとともに緑化に努めること。 ・採掘終了後緑化しやすいよう、計画的な採掘を行うように努めること。

<色彩について>



くまもとカラートーンによる色の分類

全ての色彩を彩度・明度により分類し、くまもとカラートーンとして11のトーングループに分類しています。

それぞれのトーンには、明るく穏やかな「明穏色」といった色彩の印象を反映した名称をつけ、建築物の外壁の基調色としての使用を避けて欲しい色彩や地域で推奨する色彩、使用できない色彩を示しています。

(P10の表参照)

【別表1】地域で推奨する色彩

- ・市全域の都市部、田園部及び各重点地域においては、下表のマンセル値に該当する色彩を使用することを推奨します。

カラー トーン	色相	明度	彩度	市全域			重点地域					
				(歴史的まち並み地区を除く) 都市部	(歴史的まち並み地区) 都市部	田園部	熊本城周辺地域※	水前寺周辺地域	江津湖周辺地域	熊本駅周辺地域	電車通沿線地域	白川沿岸地域
白	N	9 以上 10 以下	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—
明灰色	N	8 以上 9 以下	—	○	○	—	○	○	○	○	○	○
中灰色	N	6 以上 8 以下	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○
暗灰色	N	3 以上 6 以下	—	—	○	○	○	—	—	—	○	—
黒	N	3 以下	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—
明穏色	R・YR・Y 系	8 以上 10 以下	3 以下	○	—	—	○	○	○	○	○	○
	GY・G・BG・B・PB・P・RP 系		1 以下									
中穏色	R・YR・Y 系	5 以上 8 以下	3 以下	○	—	○	○	○	○	○	○	○
	GY・G・BG・B・PB・P・RP 系		1 以下									
暗穏色	R・YR・Y 系	5 以下	3 以下	—	—	○	—	—	—	—	—	—
	GY・G・BG・B・PB・P・RP 系		1 以下									

※ 熊本城特別地区内においては、背景が樹木の緑となる場合は明度3以上7以下とする

【別表2】使用できない色彩

- ・市全域及び特定施設届出地区においては、外壁等に下表のマンセル値に該当する色彩を、使用することはできません。

カラー トーン	色相	明度	彩度	
			市全域 (特定施設届出地区を除く)	特定施設届出地区
鮮明色	R・YR 系	全域	6 を超える	7 を超える
	Y 系		4 を超える	5 を超える
	GY・G・BG・B・PB・P・RP 系		2 を超える	3 を超える

【別表3】避けて欲しい色彩（歴史的まち並み地区）

- ・歴史的まち並み地区においては、外壁等に下表のマンセル値に該当する色彩を、使用しないよう努めて下さい。

カラー トーン	色相	明度	彩度
明清色	R・YR 系	6 以上 10 以下	3 以上 6 以下
	Y 系	6 以上 10 以下	3 以上 4 以下
	GY・G・BG・B・PB・P・RP 系	6 以上 10 以下	2 以下
暗清色	R・YR 系	6 以下	3 以上 6 以下
	Y 系	6 以下	3 以上 4 以下
	GY・G・BG・B・PB・P・RP 系	6 以下	2 以下

(4) - 2 重点地域の景観形成方針と景観形成基準

熊本城周辺地域



①景観形成方針

○ランドマーク※¹としての熊本城への眺望の確保

- ・天守閣をはじめとする櫓、石垣、樹木等の熊本城の構成要素について、周囲の市街地から眺めることができる視点場からの眺望をできる限り保全するとともに、周辺のまち並み景観と調和した良好な眺望となるよう向上を図ります。

○熊本城からの眺望の保全

- ・遠景の阿蘇の山並みと近景の城内の樹木及びそれらに挟まれた市街地を一望できる熊本城からの眺望を可能な限り保全します。

○市街地と熊本城との間のゆとりある眺望の保全

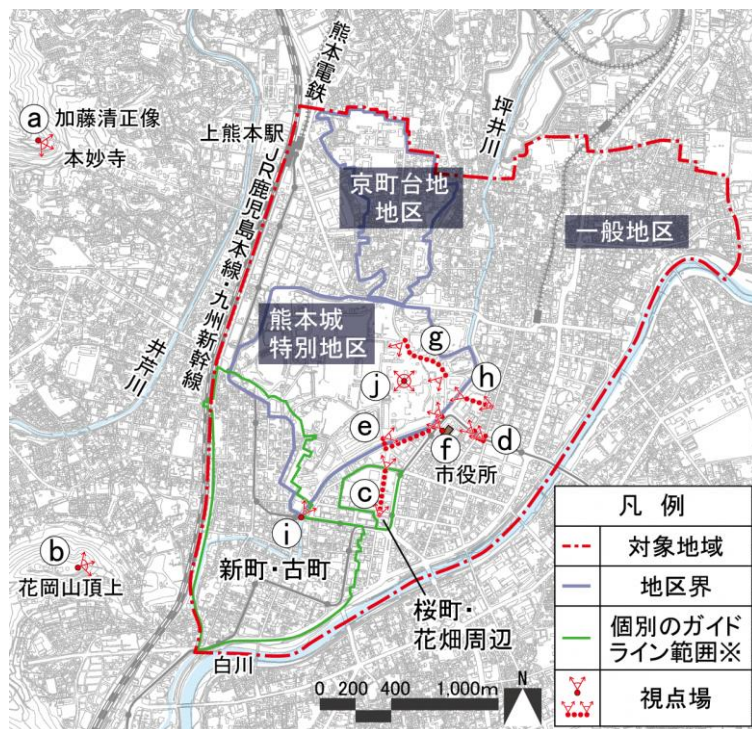
- ・熊本城の石垣の美しさを強く訴える坪井川等と直接接する市街地においては、熊本城との間のゆとりある眺望を可能な限り保全します。

○熊本城と調和したまち並み景観の創出

- ・熊本城周囲の市街地については、熊本城のシンボル性を損なうことがないように、建築物や工作物、屋外広告物の位置や規模、色彩、意匠等について、まち並みとの調和に配慮します。

○誰もが歩いて楽しめる魅力的な都市空間の景観向上

- ・災害時に有効に機能しつつ、魅力と活力ある空間が広がる都市づくりのために、平面駐車場等の低未利用地の活用も含めた再開発等により、公開空地などの空間を生み出し、歩いて楽しく、快適で居心地がよい、きめ細かくデザインされた質の高い都市空間を創出します。



対象地域及び視点場

※ 新町・古町においては、「新町・古町地区の城下町の風情を感じられる 町並みづくりガイドライン」(裏表紙)、桜町・花畑周辺においては、「桜町・花畑周辺地区まちづくりマネジメント基本計画 第6章デザインガイドライン」(裏表紙)の内容を踏まえて下さい。

※ 1 目印となるような特徴的な姿の自然、建築物、工作物など

②景観形成基準

項目	基準								
基本事項	・視点場からの眺望の保全・向上に努め、必要に応じて景観シミュレーション※²を作成し、景観影響を確認すること。 ・本基準の内容の確認と合わせて、景観形成方針（本編第2章第2節 P30～41）の内容を確認すること。 ・新町・古町においては、「新町・古町地区の城下町の風情を感じられる 町並みづくりガイドライン」、桜町・花畑周辺においては、「桜町・花畑周辺地区まちづくりマネジメント基本計画 第6章 デザインガイドライン」を参考とし、地域景観を阻害しないよう配慮すること。								
建築物、工作物の新築、新設、増築、改築、移転又は外観の変更	位置・高さ ・建築物等の位置を道路境界から後退させること等によって、可能な限り熊本城の石垣と緑への眺望、ゆとりある歩行者空間の確保に努めること。 ・建築物等の高さは、ランドマークとしての熊本城への眺望及び熊本城天守閣からの眺望を保全するために、以下のとおりとする。 ■熊本城特別地区 ■京町台地地区 ■一般地区 ・ 海拔 50m を超えないこと。 ・ 海拔 63m を超えないこと。 ・ 海拔 55m を超えないこと。 ・ただし、熊本城特別地区を除き、都市計画法に基づく高度利用地区等※³に指定予定の地区における建築物等は、市長が熊本市景観審議会の意見を聴き良好な景観形成に支障がないと認めた範囲内において、景観形成基準に定められた高さを超えることができる。 ※3 以下の制度等をいう。 <table border="1" data-bbox="284 840 1425 1099"> <tr> <td>高度利用地区</td><td>都市計画法による地域地区 再開発等による具体の計画が決まっている地域を指定。</td></tr> <tr> <td>高度利用型地区計画</td><td>都市計画法による地区計画 主に街区単位での面的な整備を行う際に指定。</td></tr> <tr> <td>総合設計制度</td><td>建築基準法による許可制度 単独の敷地において公共貢献に応じて容積率や斜線制限の緩和を受ける。</td></tr> <tr> <td>総合設計制度同等</td><td>上記の総合設計制度と同等の公共貢献を行う。 容積率や斜線制限等の緩和は受けないが、空地の確保等の公共貢献を実施。</td></tr> </table> 形態 ・建築物等は、地域の雰囲気を損なわない、全体を統一感のある形態意匠となるように配慮すること。 ・周囲のまち並みや山並みに調和するスカイラインの形成、屋外に設置される設備類の建築物全体との一体化等により、天守閣からの眺望に配慮したデザインとすること。 色彩・材料 ・「地域で推奨する色彩」及び「使用できない色彩」は、別表1～3（P10）のとおりとする。 ・樹木との関係に配慮し、地域の雰囲気を損なわない「地域で推奨する色彩」を使用するように努めること。 ・ただし、「地域で推奨する色彩」以外を使用する場合は、景観シミュレーション※²を作成し、事前協議すること。 ・対比効果の大きい色彩（色相・明度・彩度）の組合せは避けるように努めること。 敷地の緑化 ・屋上緑化、壁面緑化などを活用し、眺望景観にも配慮しながら積極的に緑化を図ること。 ・大木、古木は積極的に保存を図ること。	高度利用地区	都市計画法による地域地区 再開発等による具体の計画が決まっている地域を指定。	高度利用型地区計画	都市計画法による地区計画 主に街区単位での面的な整備を行う際に指定。	総合設計制度	建築基準法による許可制度 単独の敷地において公共貢献に応じて容積率や斜線制限の緩和を受ける。	総合設計制度同等	上記の総合設計制度と同等の公共貢献を行う。 容積率や斜線制限等の緩和は受けないが、空地の確保等の公共貢献を実施。
高度利用地区	都市計画法による地域地区 再開発等による具体の計画が決まっている地域を指定。								
高度利用型地区計画	都市計画法による地区計画 主に街区単位での面的な整備を行う際に指定。								
総合設計制度	建築基準法による許可制度 単独の敷地において公共貢献に応じて容積率や斜線制限の緩和を受ける。								
総合設計制度同等	上記の総合設計制度と同等の公共貢献を行う。 容積率や斜線制限等の緩和は受けないが、空地の確保等の公共貢献を実施。								

※2 現況写真をもとに計画建物等の完成予想図を合成し、実際に建設した様子に近い景観を観察し、その景観上からの影響を評価するもの



熊本城周辺地域の将来イメージ

※このイラストは、あくまで将来の景観誘導等による眺望全体のイメージを共有するためのものです。

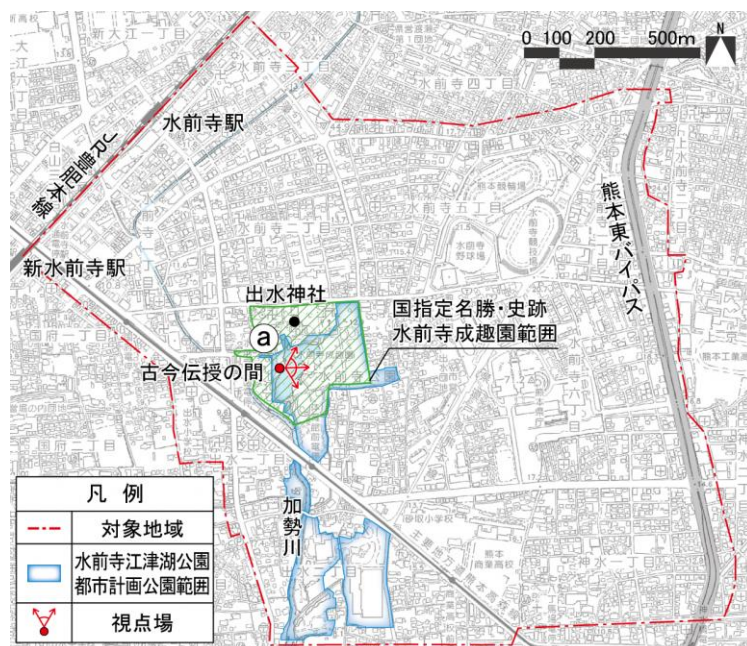
水前寺周辺地域



①景觀形成方針

○市街地の中でシンボルとして残された、
緑と水辺の良好な景観の保全

- 市街地の中に残された緑と水辺の良好な眺望景観を損なわないよう、建築物の高さや広告物の掲出の制限や建築物等の意匠色彩の誘導により、水前寺成趣園からの景観の保全を図ります。
 - 水前寺江津湖公園内の建築物や工作物においては、公園の水や緑の自然景観と調和するよう配慮し、水と緑の景観の保全を図ります。
-



対象地域及び視点場

②景觀形成基準

項目		基準
基本事項		・視点場からの眺望の保全・向上に努め、必要に応じて景観シミュレーションを作成し、景観影響を確認すること。 ・本基準の内容の確認と合わせて、景観形成方針（本編第2章第2節 P42～44）の内容を確認すること。
建築物、工作物の新築、新設、増築、改築、移転又は外観の変更	位置・高さ	・水前寺成趣園東側周辺の眺望範囲に位置する建築物等の高さ（塔屋を含む。）は、古今伝授の間の視点場に立つ人の目と成趣園周囲の樹木先端を結ぶ延長線の内側におさまること。（本編第3章 P90） ・水前寺成趣園東側周辺の眺望範囲以外に位置する建築物等の高さは、園路からの眺望に配慮し、周辺のまち並みとの調和に努めること。（本編第3章 P91）
	形態	・水前寺成趣園の園路からの眺望景観の対象となる建築物等については、周囲のまち並みとの調和や屋外の設備類を目立たなくする等、全体を統一感のある形態意匠とし、水前寺成趣園の雰囲気損なわないように努めること。
	色彩・材料	・「地域で推奨する色彩」及び「使用できない色彩」は、別表1、2（P10）のとおりとする。 ・樹木との関係に配慮し、地域の雰囲気損なわない「地域で推奨する色彩」を使用するように努めること。 - ただし、「地域で推奨する色彩」以外を使用する場合は、景観シミュレーションを作成し、事前協議すること。 ・対比効果の大きい色彩（色相・明度・彩度）の組合せは避けるように努めること。
	敷地の緑化	・建築物等が直接視野に入らないようにするため、園内又は敷地内の緑化に努めること。



水前寺周辺地域の将来イメージ

※このイラストは、あくまで将来の景観誘導等による眺望
全体のイメージを共有するためのものです。

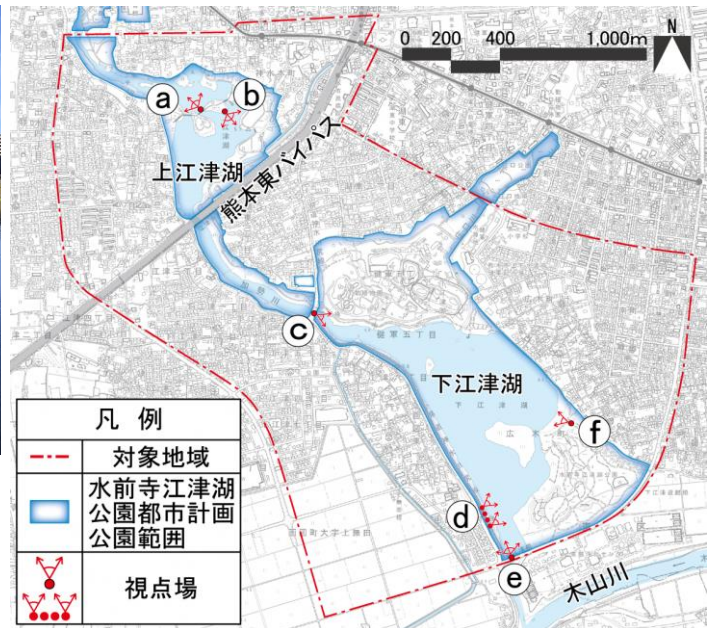
江津湖周辺地域



①景観形成方針

○「日本一の地下水都市熊本」の印象を高める
広がりのある水と緑の景観の保全

- ・水前寺江津湖公園は、市街地内の貴重なオープンスペースです。公園敷地に近接する建築物や屋外広告物等が公園内の景観を損なわないように配慮するとともに、公園敷地内の建築物や工作物においても公園の水や緑の自然景観と調和するように配慮し、地域独特の広がりある水と緑の景観の保全を図ります。



対象地域及び視点場

②景観形成基準

項目	基準
基本事項	・視点場からの眺望の保全・向上に努め、必要に応じて景観シミュレーションを作成し、景観影響を確認すること。 ・本基準の内容の確認と合わせて、景観形成方針（本編第2章第2節 P45～52）の内容を確認すること。
建築物、工作物の新築、新設、増築、改築、移転又は外観の変更	・江津湖周辺の調和の取れた自然景観が保全できるよう、建築物の高さについては、周辺の既存高木の高さとの調和に努めること。 ・市街化調整区域の建築物等の高さは、10m以下とすること。 ・建築物等は、周囲のまち並みとの調和や屋外の設備類を目立たなくする等、全体を統一感のある形態意匠とし、公園の雰囲気との調和に配慮すること。 ・「地域で推奨する色彩」及び「使用できない色彩」は、別表1、2（P10）のとおりとする。 ・湖岸から見える建築物等は、江津湖の自然的景観を阻害しない「地域で推奨する色彩」を使用するように努めること。 ・ただし、「地域で推奨する色彩」以外を使用する場合は、景観シミュレーションを作成し、事前協議すること。 ・対比効果の大きい色彩（色相・彩度・明度）の組合せは避けるように努めること。
敷地の緑化	・湖畔の古木や高木の保全をするとともに、新たな植栽により主要な視点場から建築物等が、直接視野に入らないように配慮すること。



江津湖周辺地域の将来イメージ

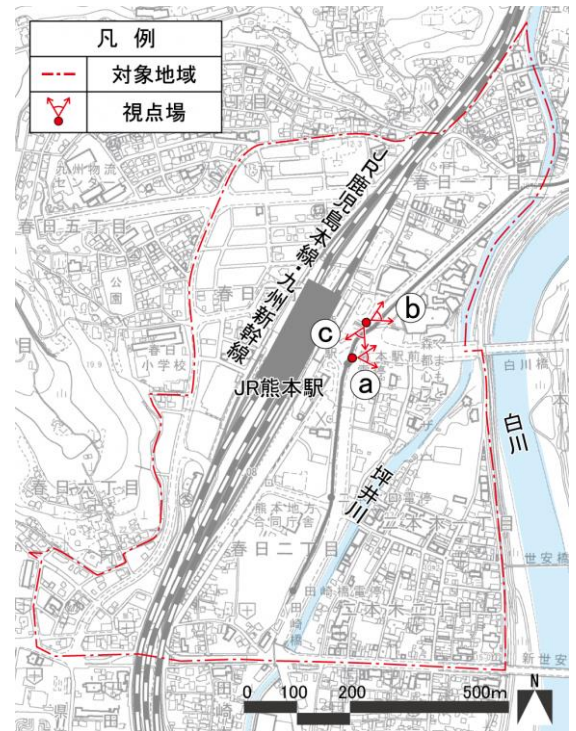
※このイラストは、あくまで将来の景観誘導等による眺望全体のイメージを共有するためのものです。



①景観形成方針

○熊本市の玄関口にふさわしい、風格とにぎわいが感じられる景観形成

- ・都市軸のビスタ（見通し）を強調するまち並み形成を進めるとともに、街路樹が映える、わかりやすく、美しい屋外広告景観の形成を図り、熊本市の玄関口にふさわしい景観の形成を図ります。
- ・駅前広場においては、適切な維持管理を進めつつ、市民・事業者・行政の協働による効果的な活用を進め、にぎわいある景観を創出します。



対象地域及び視点場

②景観形成基準

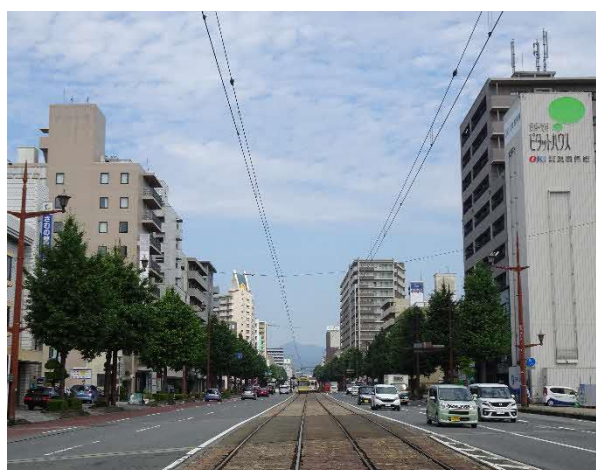
項目		基準
基本事項		・視点場からの眺望の保全・向上に努め、必要に応じて景観シミュレーションを作成し、景観影響を確認すること。 ・本基準の内容の確認と合わせて、景観形成方針（本編第2章第2節 P53～57）の内容を確認すること。
新設、増築、外観の改築、移転又は敷地の緑化	位置・形態	・「熊本駅周辺地域都市空間デザインガイド」を参考とすること。
	色彩・材料	・「地域で推奨する色彩」及び「使用できない色彩」は、別表1、2（P10）のとおりとする。 ・樹木との関係に配慮し、地域の雰囲気損なわない「地域で推奨する色彩」を使用するように努めること。 ・ただし、「地域で推奨する色彩」以外を使用する場合は、景観シミュレーションを作成し、事前協議すること。 ・歩道部分の舗装に用いられるブロック等や街路樹の緑の色彩を意識し、それらと調和する色彩計画となるように努めること。 ・対比効果の大きい色彩（色相・明度・彩度）の組合せは避けるように努めること。
	敷地の緑化	・沿道土地利用によって創出されるオープンスペースを活用して、緑化に努めること。



熊本駅周辺地域の将来イメージ

※このイラストは、あくまで将来の景観誘導等による眺望全体のイメージを共有するためのものです。

電車通沿線地域



対象地域及び視点場

①景觀形成方針

○都市軸として連続する軸性の強化と風格あるまち並み景観の形成

- ・市電の車窓から眺める風景が次々に移り変わり、本市の発展の歴史を感じられる地域ごとの個性を活かしたまち並みの形成を図ります。また、新町、古町等の城下町の町割がそのまま残る地域では、城下町の趣が感じられるような景観形成を図ります。
- ・市電の軌道敷内の緑化や電停の改修等の推進、適切な街路樹の維持管理の推進により、電車通り全体の景観の向上を図ります。

②景觀形成基準

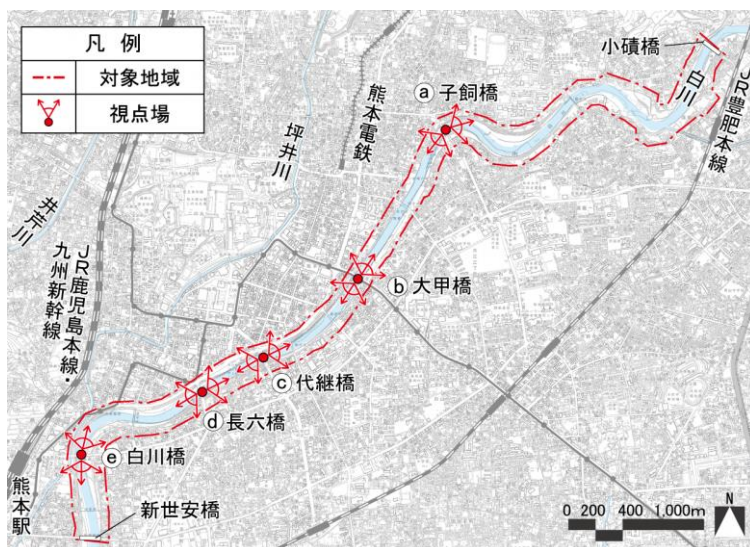
項目		基準
基本事項		・視点場からの眺望の保全・向上に努め、必要に応じて景観シミュレーションを作成し、景観影響を確認すること。 ・本基準の内容の確認と合わせて、景観形成方針（本編第2章第2節 P58～59）の内容を確認すること。
増築、改築、移転又は外観の変更	位置・高さ	・通りに面する建築物等のスカイラインや壁面の位置等に統一感や連続性に配慮すること。 ・交差点に面する建築物は、壁面後退等により、視界を広げたり、圧迫感を低減させるように努めること。 ・熊本城、水前寺、江津湖周辺地域に含まれる範囲については、それぞれの地域の位置・高さの基準を適用する。
	色彩・材料	・「地域で推奨する色彩」及び「使用できない色彩」は、別表1、2（P10）のとおりとする。 ・樹木との関係に配慮し、地域の雰囲気を損なわない「地域で推奨する色彩」を使用するように努めること。 - ただし、「地域で推奨する色彩」以外を使用する場合は、景観シミュレーションを作成し、事前協議すること。 ・対比効果の大きい色彩（色相・明度・彩度）の組合せは避けるように努めること。
	敷地の緑化	・屋上緑化、壁面緑化などを活用し、眺望景観にも配慮しながら積極的に緑化を図ること。
	その他	・外部の照明には、温かみのある光源を使用し、落ち着いた夜間景観の演出に努めること。



電車通沿線地域の将来イメージ

※このイラストは、あくまで将来の景観誘導等による眺望全体のイメージを共有するためのものです。

白川沿岸地域



対象地域及び視点場

①景観形成方針

○水辺の緑と調和し、白川に顔を向けた市街地景観の形成

- ・白川河川敷内や沿岸の緑地の保全を図るとともに、水と緑に調和するよう白川に面する建築物の色彩や屋外広告物の大きさ、デザインを誘導し、魅力ある河川景観の形成を図ります。

②景観形成基準

項目		基準
基本事項		・視点場からの眺望の保全・向上に努め、必要に応じて景観シミュレーションを作成し、景観影響を確認すること。 ・本基準の内容の確認と合わせて、景観形成方針（本編第2章第2節 P60～66）の内容を確認すること。
建築物、改築、移転又は外観の変更、増築、敷地の緑化	位置・高さ	・大甲橋から上流を眺望した場合、立田山の稜線を遮らないように配慮すること。 ・熊本城周辺地域に含まれる地域については、その対岸の地域も含めて、熊本城周辺地域の一般地区の高さの基準を適用する。
	形態	・川に面する敷地の場合は、圧迫感を感じさせない、川にも顔を向けたデザイン及び配置となるように努めること。
	色彩・材料	・「地域で推奨する色彩」及び「使用できない色彩」は、別表1、2（P10）のとおりとする。 ・樹木との関係に配慮し、地域の雰囲気損なわない「地域で推奨する色彩」を使用するように努めること。 - ただし、「地域で推奨する色彩」以外を使用する場合は、景観シミュレーションを作成し、事前協議すること。 ・対比効果の大きい色彩（色相・明度・彩度）の組合せは避けるように努めること。
	敷地の緑化	・白川沿岸の既存の緑に配慮し、緑の連続性や統一感を生み出すよう、道路側及び川側の敷地内の緑化に努めること。



白川沿岸地域の将来イメージ
 ※このイラストは、あくまで将来の景観誘導等による眺望全体のイメージを共有するためのものです。

(5) 特定施設届出地区の景観形成方針と景観形成基準

①景観形成方針

○都市の骨格にふさわしい調和のとれた美しい沿道景観の形成

- ・都市の骨格となる幹線道路沿道の景観をわかりやすく美しいものとしします。
- ・車からの視線を意識して、調和のとれた美しい沿道景観となるよう建築物の色使いや、広告物の大きさ、デザインを誘導します。



②届出対象行為

- ・以下の特定施設一覧に該当する施設について、届出対象行為に該当する行為を行う場合は、市長への届出を必要とします。

■特定施設一覧

対 象	
【熊本市景観条例（この表において「条例」という。）第2条第6項】 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号若しくは第5号又は同条第6項4号に規定する営業を行うための施設	パチンコ店、マージャン屋、ゲームセンター、ラブホテル 等
【条例第2条第6項】 危険物の規制に関する政令第3条第1号に規定する給油取扱所（専ら自家用に供するものを除く。）	ガソリンスタンド 等
【熊本市景観条例施行規則（この表において「規則」という。）第3条第1項第1号】 飲食店業を営むための施設	レストラン 喫茶店 等
【規則第3条第1項第2号】 物品販売業を営むための施設	スーパーマーケット 専門店 等
【規則第3条第1項第2号】 物品貸付業を営むための施設	レンタルビデオショップ 貸自動車業 等
【規則第3条第1項第3号】 旅館業法第2条第2項に規定する営業を行うための施設	ホテル 旅館 等
【規則第3条第1項第4号】 太陽光発電施設（建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く。）	太陽光発電施設

■届出対象行為

行為の種別	届出対象規模
【条例第9条第1項第1号イ（ア）】 建築物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	【規則第6条第1項第1号・第2号】 ・当該行為のかかる部分の床面積が10㎡を超えるもの ・当該行為のかかる部分の面積が10㎡を超えるもの ・既存建築物の屋上や屋根への太陽光発電施設の設置にあたり、太陽光発電施設の設置面積が10㎡を超えるもの
【条例第9条第1項第1号イ（ア）】 工作物の新設、増築、改築、移転又は外観の変更	【規則第6条第1項3号】 ・さく、塀、擁壁その他これらに類するもので、高さが1.5mを超えるもの ・記念塔、物見塔、煙突、高架水槽その他これらに類するもので、高さが5mを超えるもの ・鉄筋コンクリート柱、金属製又は合成樹脂性で、柱の高さが5mを超えるもの ・遊戯施設、立体駐車場で高さが5m又は築造面積が10㎡を超えるもの ・土地に自立して、新設、増設する太陽光発電施設で、高さ※1.5mを超えるもの又は新設する場合はその敷地の用に供する土地の面積が100㎡を超えるもの、あるいは増設する場合は増設後の土地の面積が100㎡を超えるもの

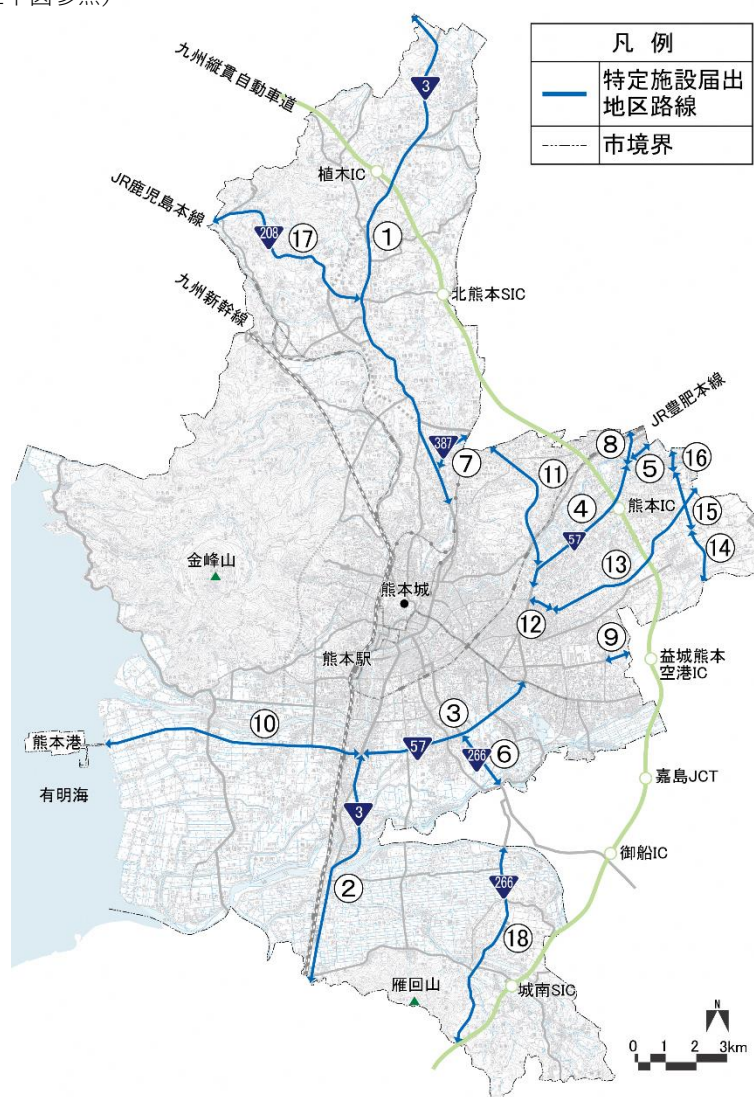
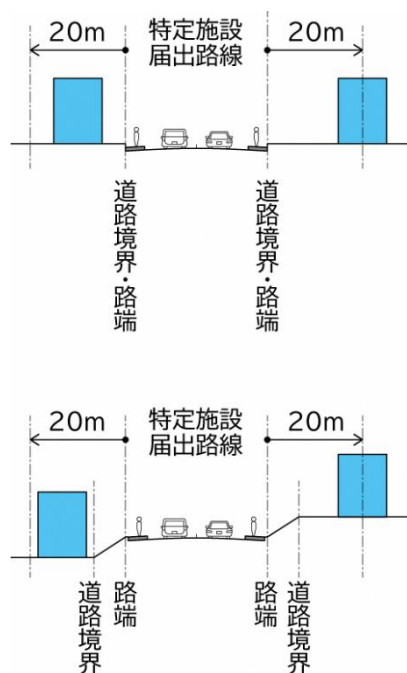
※1 斜面に設置する場合の高さは、最も低い位置に設置する太陽光パネル及び架台を含む最下部から、最も高い位置に設置する太陽光パネル及び架台を含む最頂部までの高さとする。増設する場合、高さが届出対象規模を超える場合は届出対象となる

■特定施設届出地区

	路線名	始点	終点
①	国道3号	市道山室高平3丁目第1号線との交点	熊本市と山鹿市との境界
②	国道3号	国道57号（東バイパス）との交点	熊本市と宇土市との境界
③	国道57号（東バイパス）	県道熊本高森線との交点	国道3号との交点
④	国道57号（東バイパス）	県道熊本空港線との交点	国道57号（菊陽バイパス）との交点
⑤	国道57号（菊陽バイパス）	国道57号（東バイパス）との交点	熊本市と菊陽町との境界
⑥	国道266号	国道57号（東バイパス）との交点	熊本市と嘉島町との境界
⑦	国道387号	国道3号との交点	熊本市と合志市との境界
⑧	県道住吉熊本線	国道57号（東バイパス）との交点	熊本市と菊陽町との境界
⑨	県道熊本益城大津線	市道東本町東町第2号線との交点	熊本市と益城町との境界
⑩	県道熊本港線	国道3号との交点	熊本港大橋との交点
⑪	国道3号（北バイパス）	国道57号（東バイパス）との交点	熊本市と合志市との境界
⑫	都市計画道路熊本駅帯山線	国道57号（東バイパス）との交点	都市計画道路保田窪菊陽線との交点
⑬	都市計画道路保田窪菊陽線 （国体道路東西線）	都市計画道路熊本駅帯山線との交点	熊本市と菊陽町との境界
⑭	県道益城菊陽線（国体道路南北線）	市道戸島町第51号線との交点	県道熊本空港線との交点
⑮	市道鹿帰瀬町戸島線（国体道路南北線）	県道熊本空港線との交点	県道瀬田熊本線との交点
⑯	県道益城菊陽線（国体道路南北線）	県道瀬田熊本線との交点	熊本市と菊陽町との境界
⑰	国道208号	国道3号との交点	熊本市と玉東町との境界
⑱	国道266号	熊本市と嘉島町との境界	熊本市と宇城市との境界

※区域の範囲は、路端から20m以内の敷地とする。

※区域の範囲にかかる特定施設を届出対象とする。（左下図参照）



特定施設届出地区の対象路線位置図

③景観形成基準

項目	基準
位置	沿道にゆとりを生み出し、すっきりとした、統一感のあるまち並みにすると同時に、わかりやすく、安全で快適なまち並みにするため、特定施設及び附帯施設の位置については、次のとおりとする。 ・建築物・工作物等は、駐車場を道路側に配置する等できるだけ道路から後退した位置とするように努めること。 ・隣接する施設相互において、沿道から見て連続性の保てる位置とするように努めること。 ・交差点等角地に立地する施設は、両方の道路から後退した位置とするように努めること。 ・さく・塀が必要な場合は、生垣にするか、前面に緑化するスペースが確保できる位置とするように努めること。 ・道路に面した擁壁についても、前面に緑化するスペースが確保できる位置とするように努めること。
外観	まち並みのまとまりと美観を保ち、周辺に溶け込んだ落ち着いた感じのある沿道景観にするために、特定施設及び附帯施設の外観については、次のとおりとする。 ・建築物・工作物は、その形状が整然として、しかも周辺と違和感のないように努めること。 ・色彩・素材は、周囲の自然やまち並みと調和したものとし、アクセントとなる色の使用はごく限られた箇所に限定するように努めること。 ・使用できない色彩は、別表2（P10）のとおりとする。 ・外壁面や屋根面等の外観部分に反射の強い素材（鏡面加工等）又は発光する意匠を採用する場合には、付近の道路や周辺への影響に配慮すること。 ・外壁・屋上などに設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮すること。 ・電飾を含め、壁面の意匠はそれ自体乱雑とならず、周辺との調和を乱さないように努めること。
敷地の緑化	緑豊かでうるおいがあり、快適性の高いまち並みにすると同時に、建築物等の圧迫感をやわらげるために、特定施設及び附帯施設の敷地の緑化については、次のとおりとする。 ・道路に面した部分には、高木を主体とした緑化に努めること。さらに、施設の実情によって、中木、低木、地被類などの組合せによる修景緑化に努めること。 ・駐車場は、高木による緑化を施し、緑陰駐車場になるように努めること。 ・建築物・工作物のまわりは修景緑化に努め、また、敷地の周囲、柵・塀・擁壁の前面の緑化に努めること。 ・スペースがない場合にも、ツタ類を使うなどして、緑化に努めること。
太陽光発電施設	〔高さ〕
	・高さをおさえ、周辺からの突出を避けること ・設置面から高さ2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努めるものとする。 ・周辺の主要な道路、公園または家等に隣接した場所において、敷地の境界からできるだけ後退した位置とすること
	〔形態〕
	・太陽光パネルの傾斜をできるだけ緩やかにし、向きをそろえるなど、統一感のある配置とすること。
その他	〔色彩・材料〕
	・太陽光パネルは、黒系統色等の暗色を基調とし、架台等の附属施設も含め、全体として周辺の景観と調和した色彩とすること ・太陽光パネルの材質は低反射性のもの、または防眩処理等を施したものを使用すること。
その他	〔敷地の緑化〕
	・敷地の周囲等の緑化に努めること※1・地域に見合った樹種を選定する等、周辺環境や景観に配慮した緑化を行うこと。
その他	・歩行者の快適性を向上させ、まち並みのゆとりを創出するために、小さな屋外空間の確保に努めること。 ・通りとの一体感が感じられるような建物デザインを守るために、道路前面における物品の集積は、乱雑とならないように努めること。

※1 柵、塀等の緑化や周辺の樹木の保存などを示す

■添付図面

種類	明示すべき事項
位置図	・方位、道路、目標となる地物、行為の位置
配置図及び緑化計画図	・植栽等の位置、樹種、樹高及び本数、緑地面積 ・外構施設の位置、材料、面積 ・現況写真の撮影方向
立面図	・屋外設備、軒等の位置及び形状 ・壁面及び屋根の材料及び色彩（色彩のマンセル値を記載してください）
現況写真	・行為地を含む周辺の状況が分かること

(6) 熊本空港周辺景観形成地区の景観形成方針と景観形成基準

①景観形成方針

○田園景観と調和した空の玄関口にふさわしい景観の形成

- ・田園の広がりの中に東部環境工場等が立地しており、九州縦貫自動車道及び県道熊本益城大津線（第二空港線）からの眺望を考慮し、農地の保全を図りつつ、田園景観を基調とした景観形成を図ります。

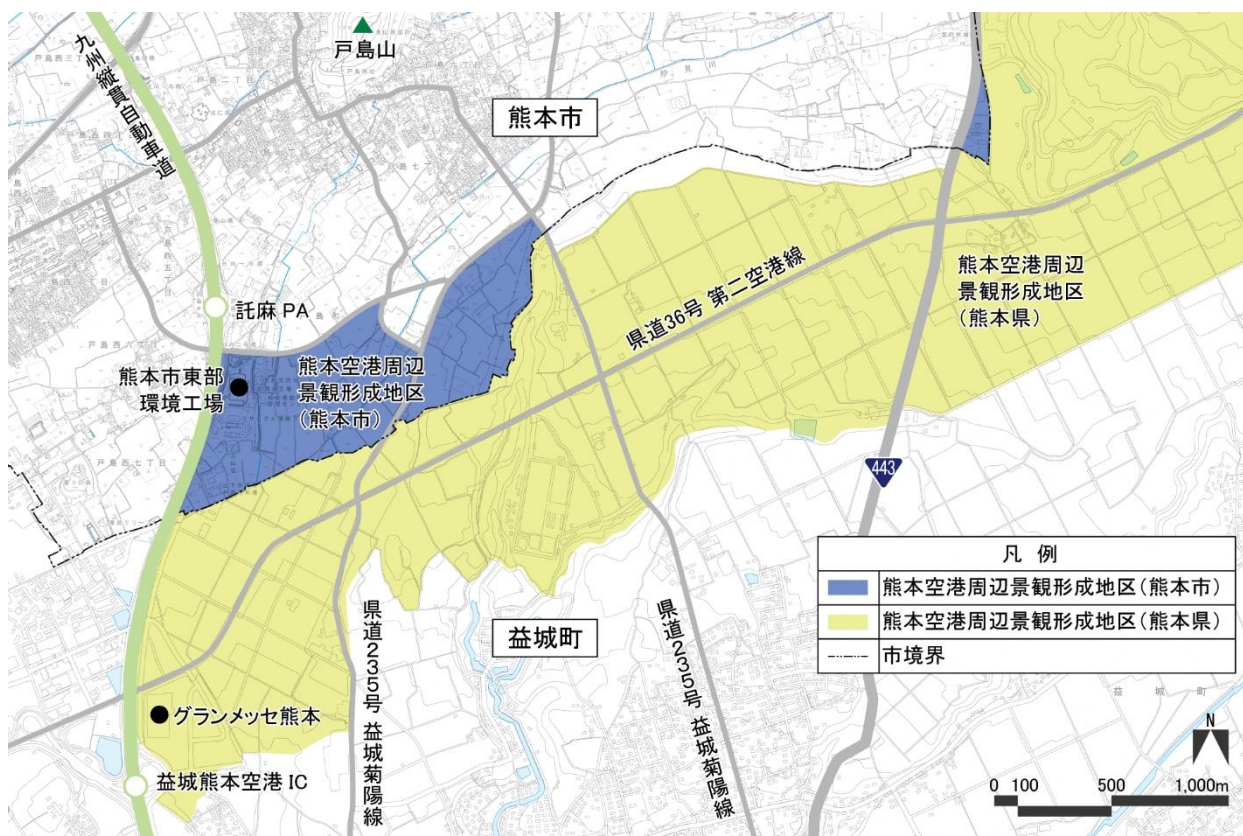


②届出対象行為

次に該当する行為は、市長への届出を必要とします。（添付図面は、大規模行為届出と同じです。（P7 参照））

行為の種類	届出対象規模
【条例第9条第1号ア】 建築物の新築、増築、改築、 移転又は外観の変更	【熊本市景観条例施行規則（この表において「規則」という。）第6条第1項1号・第2号】 ・当該行為に係る部分の床面積の合計が10㎡を超えるもの ・既存建築物の屋上や屋根への太陽光発電施設の設置にあたり、太陽光発電施設の設置面積が10㎡を超えるもの
【条例第9条第1号ア】 工作物の新設、増築、改築、 移転又は外観の変更	【規則第6条第1項3号】 ・さく、塀、擁壁その他これらに類するもので、高さが1.5mを超えるもの ・記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽その他これらに類するもので、高さが5mを超えるもの ・鉄筋コンクリート造、金属製又は合成樹脂製で、柱の高さが5mを超えるもの ・電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物で、高さが10mを超えるもの ・遊戯施設、製造施設、貯蔵施設等、立体駐車場、処理施設等で、高さが5m又は築造面積が10㎡を超えるもの ・土地に自立して、新設、増設する太陽光発電施設で、高さ※ ¹ 1.5mを超えるもの又は新設する場合はその敷地の用に供する土地の面積が100㎡を超えるもの、あるいは増設する場合は増設後の土地の面積が100㎡を超えるもの
【条例第9条第1号ア】 木竹の伐採	【規則第6条第1項6号】 ・高さが10mを超えるもの ・伐採面積が500㎡を超えるもの
【条例第9条第1号ア】 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	【規則第6条第1項7号】 ・高さが1.5mを超えるもの ・当該行為に係る部分の面積が100㎡を超えるもの
【条例第9条第1号ア】 土石の採取及び 鉱物の掘採	【規則第6条第1項5号】 ・当該行為に係る部分の面積が500㎡を超えるもの ・高さが1.5mを超えるのり面又は擁壁を生じるもの
開発行為	・当該行為に係る部分の面積が500㎡を超えるもの ・高さが1.5mを超えるのり面又は擁壁を生じるもの

※1 斜面に設置する場合の高さは、最も低い位置に設置する太陽光パネル及び架台を含む最下部から、最も高い位置に設置する太陽光パネル及び架台を含む最頂部までの高さとする。増設する場合、高さが届出対象規模を超える場合は届出対象となる。



熊本空港周辺景観形成地区位置図

③景観形成基準

項目		基準
建築物 位置	〔道路からの位置〕	- 敷地の許す範囲で、道路からできるだけ後退した位置とし、沿道に空間を確保するよう努めること。 - 県道の道路境界から20m以上後退するよう努めること。
	〔隣接地からの位置〕	- 隣接する敷地の境界から、できるだけ離れた位置とし、隣地相互において空間を確保するよう努めること。 - 県道の沿道方向において隣接する敷地の境界から高木による緑化が可能な距離以上離すよう努めること。ただし、住宅等で敷地にゆとりがなく、景観形成上支障のないものについては、この限りでない。
	〔配置〕	- 敷地内における建築物及び工作物の規模、位置等を勘案し、釣合いのとれた配置となるよう努めること。 - 遠景となる阿蘇外輪と調和のとれる位置となるよう努めること。
	〔意匠・形態〕	- 地域の基調となる景観との調和を図り、地域における景観のまとまりを保つことに配慮するとともに、遠景との調和に努めること。 - 田園の広がりのある景観を保つよう努めること。 - 屋根は、こう配のある屋根とすることにより阿蘇外輪の山並みの景観との調和を図るとともに、高い所からの眺望に配慮すること。 - 屋根に設ける設備は、建築物の中に取り込む、又は覆いをするなど、建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮すること。更に、上空からの景観にも配慮すること。 - 壁面に設ける設備は、目立たない位置に設けるよう努め、建築物の中に取り込む、又は覆いをするなど、建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮すること。 - 屋外階段は、目立たない位置に設ける。又はルーバー等の覆いにより、建築物と一体感を保つものとし、周辺の景観との調和に配慮すること。 - 平滑で大きな壁面が生じる場合においては、目地を設ける等壁面の処理を工夫し、周辺の景観との調和に配慮すること。

建築物	位置	〔規模〕	・基調となる自然景観を生かせるよう、建ぺい率をできるだけ低くし、敷地内の空間確保に努めること。 ・建ぺい率は、40%を超えないように努めること。 ・高さをできるだけおさえて、遠景との調和に配慮すること。特に県道の沿道において、高さ10mを超えないよう努めること。	
		外観	〔材料〕	・材料は、耐久性・耐候性に優れ、たい色・はく離等の起こりにくいものを用いるよう努めること。 ・材料は、周辺の景観と調和のとれるものを用い、かつ、隣接する建築物及び工作物との相互の調和にも配慮すること。特に、緑との調和に努めること。
	〔色彩〕		・外壁の色彩は、周辺の自然の緑と調和した落ち着いたものを用いるよう努めること。 ・敷地内における建築物、工作物及び屋外広告物を含め、色調を統一するとともに、多色の利用を避けるよう努めること。 ・隣接する建築物及び工作物相互における色調の統一・調和に努めること。 ・季節の変化に伴う自然の色彩の変化にも調和に努めること。	
	太陽光発電施設（建築物の屋根・屋上等に設置する場合）	〔高さ〕	・高さをおさえ、周辺からの突出を避けること。 ・設置面から高さ 2m 以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努めるものとする。 ・周辺の主要な道路、公園または家等に隣接した場所において、敷地の境界からできるだけ後退した位置とすること。	
		〔形態〕	・太陽光パネルの傾斜をできるだけ緩やかにし、向きをそろえるなど、統一感のある配置とすること。	
		〔色彩・材料〕	・太陽光パネルは、黒系統色等の暗色を基調とし、架台等の附属施設も含め、全体として周辺の景観と調和した色彩とすること。 ・太陽光パネルの材質は低反射性のもの、または防眩処理等を施したものを使用すること。	
	敷地の緑化	・建築物と調和し、周辺の景観との一体性が出るような緑化を施すよう努めること。 ・敷地の道路と接する部分には、高木等による修景緑化に努めること。 ・駐車場は、高木により緑化を図り、緑陰駐車場となるよう努めること。 ・敷地の周囲にも高木、中木等による緑化に努めること。 ・既存の樹木等については、できるだけ残すよう努めること。 ・敷地内の擁壁等構造物については、ツタ等による緑化に努めること。 ・樹種の選定、配植については、街路樹あるいは周辺の樹木等を勘案して決定するよう努めること。		
	工作物	さく・塀	・道路側においては、さく・塀をできるだけ道路から後退させ、前面又は壁面に緑化を行うよう努めること。（できる限り生垣とするように努めること。） ・高さをできるだけ低くし、使用する材料・色彩等については、周辺の景観との調和に努めること。	
		擁壁	・使用する材料をできるだけ自然素材とするとともに、擁壁の前面又は壁面に緑化を施すこと等により、自然を基調とした周辺の景観との調和に努めること。（できる限り自然のり面とし緑化を施すよう努めること。）	
		記念塔	・敷地をできるだけ広くとり、周囲の修景に努めること。 ・色彩・意匠等が周辺の景観との調和が保たれるよう努めること。	
電波塔・物見塔等その他※1		・道路からできるだけ後退させた位置とするよう努めること。 ・色彩は周辺の景観、特に緑との調和に努めること。 ・高さをできるだけ低くするよう努めるとともに、形状は、できる限り周辺の景観との調和に努めること。 ・敷地の周辺の緑化に努めること。		

工 作 物	電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物	・ルートについては、周辺の景観に配慮すること。 ・県道沿いにはできるだけ設けないよう努めること。 ・電線数は、できる限りまとめて少なくするよう努めること。 ・県道の電線の横断はできるだけ避けるよう努めること。また、横断が必要な場合は、地中化に努めること。 ・電柱広告はできるだけ行わないよう努めること。	
	太陽光発電施設 (土地に自立して、新設、増設する場合)	〔高さ〕	・高さをおさえ、周辺からの突出を避けること ・設置面から高さ2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努めるものとする。 ・周辺の主要な道路、公園または家等に隣接した場所において、敷地の境界からできるだけ後退した位置とすること
	太陽光発電施設 (土地に自立して、新設、増設する場合)	〔形態〕	・太陽光パネルの傾斜をできるだけ緩やかにし、向きをそろえるなど、統一感のある配置とすること。
		〔色彩・材料〕	・太陽光パネルは、黒系統色等の暗色を基調とし、架台等の附属施設も含め、全体として周辺の景観と調和した色彩とすること ・太陽光パネルの材質は低反射性のもの、または防眩処理等を施したものをを使用すること。
		〔敷地の緑化〕	・敷地の周囲等の緑化に努めること※²。 ・地域に見合った樹種を選定する等、周辺環境や景観に配慮した緑化を行うこと。
木竹の伐採及び事後の緑化に関する事項		・木竹の伐採が必要な場合においては、その目的に応じ、必要最小限にとどめるよう努めること。 ・木竹の伐採を行う場合には、できるだけ敷地の周囲の樹木を残すよう努めること。 ・高さ10m以上の木竹については、できるだけ残すよう努めること。 ・伐採を行った場合は、伐採した樹種あるいは周辺の植生を勘案して、緑化に努めること。	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		・周辺からできるだけ見えないような位置にするとともにそのための処置を施すよう努めること。 ・敷地の境界からできるだけ後退させ、かつ、集積の高さをできるだけ低いものとし、整然とするよう努めること。 ・敷地の周辺には、常緑の高木・中木を配植し、修景に努めること。	
土石の採取及び鉱物の掘採		・周辺からできるだけ見えないような方法を取り、周辺の景観との調和に配慮すること。 ・行為中において、できるだけ周辺の景観との調和が図られるよう敷地の周囲は高木等による緑化に努めること。 ・行為終了後において、緑化が可能な形状となるものとし、緑化により周辺の景観となじむような措置を講じるよう努めること。 ・土石の採取及び鉱物の掘採に直接関係のないのり面等については、できるだけ早期に緑化措置を講じるよう努めること。	
開発行為		・極端な地形の変更が行われないよう努めるとともに、変更後の地形が周辺地形と調和するよう努めること。 ・大きなのり面・擁壁が生じないよう努めること。 ・道路と接する部分においては、できるだけ空間を確保し、緑化措置を講じるよう努めること。 ・敷地内の区画割等の形状については、将来、施設が立地した時に周辺の景観と調和が図られる形状となるよう努めること。 ・のり面、擁壁を含め、構造物等が生じる場合においては、構造物等あるいはその前面の緑化に努めること。 ・行為地内の木竹は、できるだけ保全に努めるとともに、敷地の周囲には周辺の景観との調和を図るため、緑化を施すよう努めること。 ・照明灯、電柱等については、周辺の景観を損なわない位置とし、ケーブルについてはできるだけ地中化に努めること。	

※1 その他の工作物は、次のとおりとする。

- ・煙突 ・高架水槽 ・鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱、合成樹脂製の柱
- ・アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラント等製造施設
- ・石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等貯蔵・処理施設

※2 柵、塀等の緑化や周辺の樹木の保存などを示す

7. 屋外広告物に関する行為の制限（本編第5章）

（1）重点地域等での景観形成基準の設定

熊本城周辺地域、水前寺周辺地域、江津湖周辺地域、熊本駅周辺地域等の重点地域や、特定施設届出地区、熊本空港周辺景観形成地区においては、通常の規制基準のほか、景観特性に合わせた景観形成基準を、屋外広告物条例に基づき設けます。

（2）景観形成基準への適合を求める対象行為の設定

景観に影響の大きい大規模な屋外広告物や、特定施設届出地区、熊本空港周辺景観形成地区に設ける屋外広告物については、景観形成基準への適合を求める対象行為を定め、良好な屋外広告景観を誘導します。

その他、必要に応じて、随時、熊本市屋外広告物条例を見直し、良好な屋外広告による景観形成を目指します。



熊本城周辺：歴史的に重要な場所

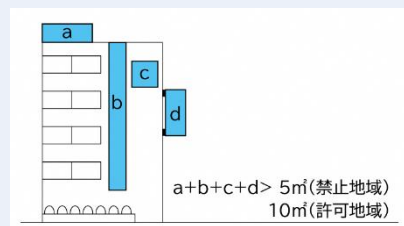
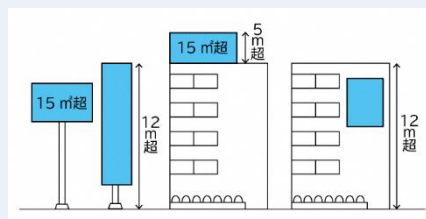


熊本駅周辺：陸の玄関口

（3）屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件に関する景観形成基準

①対象行為

行為の種類	対象規模
大規模屋外広告物の表示、設置、変更又は改造	1 事業所等につき表示面積の合計が、禁止地域で 5 m²又は許可地域で 10 m²を超える屋外広告物で、次のいずれかに該当するもの ・建植広告で高さが 12mを超えるもの又は1面の表示面積が 15 m²を超えるもの ・建築物に付随するもので建築物の軒の高さから 5 mを超えるもの又は1面の表示面積が 15 m²を超えるもの ・高さが 12mを超える建築物に付随するもの
特定施設届出地区内及び熊本空港周辺景観形成地区内の屋外広告物の表示、設置、変更又は改造	・1 事業所等につき表示面積の合計が 5 m²を超えるもの（禁止地域） ・1 事業所等につき表示面積の合計が 10 m²を超えるもの（許可地域） ・自家用広告物等を除く屋外広告物



②－1 大規模屋外広告物の景観形成基準（重点地域を含む市全域（特定施設届出地区、空港周辺地区は含まない））

項目	内 容
基本事項	・「熊本市屋外広告物ガイドライン」、「熊本市公共サインガイドライン」を参考とし、掲出位置や規模、意匠や色彩に配慮し、地域景観を阻害しないよう努めること。
位置	・遠景の山々や景観資源に対する道路（又は特別の視点場）からの眺望を損なわないように、道路境界からの後退や高さをおさえるように努めること。 ・まち並みの一員として参加し、周辺のまち並みから突出しないように努めること。 ・建物に附帯する場合は、建物とのバランスをくずさず、建物の前面に突出しない位置となるように努めること。
表示面積	・史跡の周辺等、景観上重要な地点では、屋外広告物の掲出は極力行わないように努めること。 ・可能な限り総量をおさえるように努めること。 ・複数ある場合には、大きさをそろえるか、あるいは集合化に努めること。
意匠	・記号化や図案化によって文字数を減らし、シンプルにまとめるように努めること。 ・建植広告等においては、周囲の良好な自然景観を阻害しないように配慮すること。
色彩	・建物や周辺の色彩との調和を図ること。 ・第3章を参照し、基調色は禁止色を使用せず推奨色を使用するよう努めること。 ・街路樹のある通りに接して掲出する場合は、緑の色彩に調和するように努めること。 ・配色数は、可能な限り少なくするように努めること。 ・ネオンサインやデジタルサイネージ等発光を伴うものは、周辺の夜景との調和を図ること。 特に、落ち着いた住宅地等に隣接する場合は、環境をみださないように配慮すること。
材料	・周辺と調和した素材を用いるように努めること。
その他	・塗料のはげ落ちや、破損等による景観の不調和をきたさないよう、管理・運営面での対策を講じること。 ・不用な看板を放置しないように努めること。

②－2 大規模屋外広告物の景観形成基準（重点地域）

地域	内 容
基本事項	・「熊本市屋外広告物ガイドライン」、「熊本市公共サインガイドライン」を参考とし、掲出位置や規模、意匠や色彩に配慮し、地域景観を阻害しないよう努めること。 ・第3章を参照し、基調色は禁止色を使用せず推奨色を使用するよう努めること。
熊本城周辺地域	・煙突状の屋上広告は、掲出しないこと。 ・建築物本体と一体的なデザインとし、建築物のデザインや規模との調和に配慮すること。 ■熊本城特別地区 ・屋上広告は、掲出しないこと。 ・屋外広告物の基調色は、高彩度とならないように努めること。 ・屋外広告物の照明は、熊本城の夜間景観に配慮して、過度な明るさ及び派手な色彩とならないように努めること。 ■京町台地地区 ・屋上広告の高さは、海拔 63mを超えないこと。 ■一般地区 ・屋上広告の高さは、海拔 55mを超えないこと。 ・シンボルプロムナード、電車通り、桜井通りから熊本城天守閣への良好な眺望を遮る屋外広告物の掲出はしないように努めること。
水前寺周辺地域	・古今伝授の間の視点場から水前寺成趣園東側周辺の眺望範囲に位置する建築物等には、屋上広告の掲出はしないこと。ただし、視点場から見えないものは除く。 ・園内から眺望できる建築物等には、屋外広告物の掲出はしないこと。 ただし、園内から見えないもの及び自家用のビル名称サイン等は除く。
江津湖周辺地域	・公園内から眺望できる建築物等には、屋上広告の掲出はしないこと。ただし、公園内から見えないもの及び自家用のビル名称サイン等は除く。
熊本駅周辺地域	・東西の駅前広場及び電車通りの境界から 100m以内には、屋上広告（自家用広告物を除く。）の掲出はしないこと。 ・東西の駅前広場に面して、立て看板、のぼり旗の掲出はしないこと。 ただし、短期的なイベント開催時は除く。 ・屋上広告は、建築物との一体化を図り、全体として外形線に凹凸が少ないものとするように努めること。 ・街路樹よりも高い位置に壁面広告等を掲出する場合は、その形状や表示面積は建築物との調和に努めること。 ・東西の駅前広場及び街路樹のある通りに面して掲出する場合は、樹木との調和を意識し、基調色は高彩度とならないように努めること。

電車通 沿線 地域	・屋上広告は、建築物の一体化を図り、全体として外形線に凹凸が少ないものとなるように努めること。 ・屋外広告物の基調色は、建築物と同色又は調和した色彩となるように努めること。
白川 沿岸 地域	・大甲橋から上流を眺望する場合に、兩岸の樹木より高い位置に見える屋外広告物の掲出はしないこと。ただし、自家用の壁面広告、突出広告は除く。 ・川に向けての掲出を避けるように努めること。

③特定施設届出地区内の屋外広告物の景観形成基準

項目	内 容
基本 事項	・「熊本市屋外広告物ガイドライン」、「熊本市公共サインガイドライン」を参考とし、掲出位置や規模、意匠や色彩に配慮し、地域景観を阻害しないよう努めること。
位置	・建植広告は、建築物と調和を保つと同時に、沿道において統一性のある位置とするように努めること。
外観	・屋外広告は、可能な限り総量をおさえ、複数ある場合には大きさをそろえるか、集合化するように努めるとともに、沿道で統一性が取れたものにするように努めること。
色彩	・配色数は可能な限り少なくするよう努め、建築物や周辺の色調との調和に配慮すること。
緑化	・建植広告その他の工作物の根元周辺は、修景緑化に努めること。
その他	・まち並みをすっきりとさせるために、のぼり、ぼんぼり等については、できるだけ掲出しないように努めること。

④熊本空港周辺景観形成地区の屋外広告物の景観形成基準

項目	内 容
基本 事項	・「熊本市屋外広告物ガイドライン」、「熊本市公共サインガイドライン」を参考とし、掲出位置や規模、意匠や色彩に配慮し、地域景観を阻害しないよう努めること。 ・色調、形状、規模、意匠が周辺の景観に調和するよう努めること。
位置	・同一敷地内で同一目的の屋外広告物を掲出する場合は、効果性をふまえ、設置数、表示面積をできるだけ少なくするとともに、掲出位置についても景観の調和に配慮すること。
色彩	・掲出位置、形状、規模、意匠及びベースとなる色調等について、隣接する相互において統一に努め、屋外広告物による景観の創出により、その地域において統一感ある個性の確立を目指すよう努めること。 ・ネオンサイン等照明広告については、光害の防止に努めるとともに、昼間の景観にも配慮すること。 ・蛍光塗料は使用しないよう努めること。
外観	・屋上広告については、屋上あるいは塔屋等の水平投影面からはみ出さないものとし、更に壁面との一体性を持たせることにより、屋外広告物の支持物が見えない構造とする。また、色彩については、建築物の色調と調和するよう努めること。 ・壁面広告は、取付壁面からはみ出さないようにし、下地の色は壁面と合わせるよう努めること。 ・突出広告の上端は、建築物の高さを超えないものとする。また、道路に出ないものとする。また、同一壁面において複数必要な場合は設置位置を統一するとともに、形状、意匠、色調等の統一に努めること。
材料	・しっかりした材質のものを使用し、汚れ、たい色、破損等により周辺の景観との調和を乱さないよう努めること。
その他	・窓面利用広告、テント広告、広告網、のぼり、ぼんぼり等については、できるだけ行わないよう努めること。 ・広告塔は、その高さ、形状、表示面積等について、隣接する相互において統一を図り、景観との調和に努めること。

(4) 良好な屋外広告景観の誘導

令和4年度(2022年度)に策定した「熊本市屋外広告物ガイドライン」を活用し、事業者等が屋外広告物を検討する際には、屋外広告物ガイドラインを参照することで、設置する地域の景観に配慮するとともに、デザインや安全面の向上に努めることとします。

また、本市のイメージを印象づける場所や歴史的に重要な場所、地域拠点等において、地域住民等が屋外広告物に関するルールを策定する際には、専門家による支援を行い、地域住民と共に良好な屋外広告物のある地域の景観形成を進めます。

8. 景観重要建造物、景観重要樹木の指定（本編第4章）

本市は西南の役、第二次世界大戦による二度の戦災で市街地の大半を焼失したことから、現在残されている建造物は、本市の城下町としての趣を感じさせる貴重な地域景観資源です。

また、森の都くまとの印象を高めるクスの大木や桜並木などは、まちにうるおいや安らぎ、四季折々の変化を与える景観上も重要な地域景観資源です。

これらの貴重な建造物や樹木を保全し、良好な景観づくりに活かしていくため、景観法に基づき景観重要建造物、景観重要樹木として指定していきます。

（1）景観重要建造物

本市においては、以下の5件の建造物を景観重要建造物として、指定しています。



紫藤邸

ア：住宅及び蔵 イ：中央区水道町
ウ：明治中期 エ：木造2階



西村邸

ア：店舗及び住宅 イ：中央区西唐人町
ウ：大正6年 エ：木造2階



瑞鷹株式会社（事務所及び倉庫）

ア：事務所・倉庫 イ：南区川尻四丁目
ウ：明治末期 エ：木造2階



吉村邸

ア：住宅 イ：南区川尻四丁目
ウ：明治末期 エ：木造2階



瑞鷹株式会社（倉庫）

ア：倉庫 イ：南区川尻四丁目
ウ：明治末期 エ：木造2階

【解説凡例】

ア…現用途
イ…所在地
ウ…建築年代
エ…構造

熊本市都市景観条例及び熊本市景観条例に基づき指定している景観形成建造物等については、所有者の意向を踏まえながら景観重要建造物への指定に向けて検討します。

（2）景観重要樹木

本市においては、以下の1件の樹木を景観重要樹木として、指定しています。



オクス通りクスノキ

樹種：クスノキ 所在地：中央区上通町

市域に在る景観上重要といえる樹木について、所有者の意向を踏まえ、他の樹木保全施策との調整を行いながら景観重要樹木への指定を検討します。

9. 景観に配慮した公共施設等の整備（本編第6章）

（1）公共施設等の整備の進め方

本市がこれまで蓄積してきた景観に関する計画等の考え方を受け継ぐと同時に、今後求められる都市像に対応するため、公共施設等の整備を通じて、より魅力を感じられる景観形成を推進します。

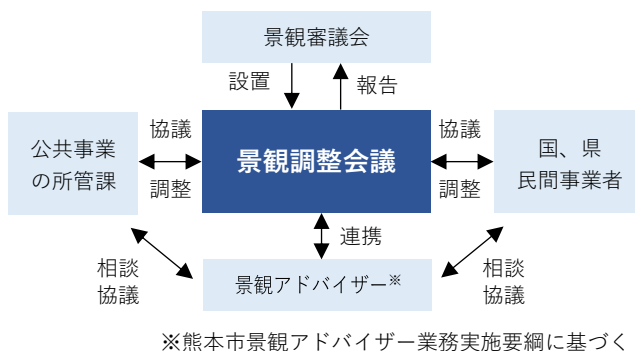
なお、複数の事業主体により公共施設等の整備が行なわれる場合、デザインの不調和を起ささないよう、庁内外の関係者が早い段階から景観形成の方針等を共有すると同時に、必要に応じて事業者間で調整を行なうこととします。

（2）公共施設等の整備に関するデザイン調整の仕組み（景観調整会議）

本市では、景観審議会専門委員で構成する「景観調整会議」を開催し、公共施設等の整備にあたり、あらかじめ専門家である専門委員の意見を聴きながらデザイン調整を行う取組を進めています。

【デザイン調整事項】

- ・道路、河川、湖沼、公園その他の公共施設および公共建築物の整備等を行う場合の色彩選定などデザインに関する事
- ・屋外広告や公共サインのフォントや表現、色彩などデザインに関する事
- ・景観に関連する計画やガイドライン等の策定等に関する事
- ・その他景観形成に関する事



※熊本市景観アドバイザー業務実施要綱に基づく

景観調整会議体制図

なお、本市は民間事業等についても、景観への影響が大きいと考えられる事業は、本景観調整会議の積極的な活用を促し、民間事業者からの調整申し出に対応します。

10. 景観農業振興地域整備計画の策定の考え方（本編第7章）

本市の景観を特徴づけるものの一つに、市街地の外縁部に広がる田園などの農業景観があげられます。

人々の営みの中で生まれはぐくまれてきた農業景観には特有の美しさがあり、人々の心の原風景となる大切な景観です。

このような美しい地域の農業景観を保全・創出するための施策を講じ、地域の景観に配慮しつつ良好な営農条件を確保していくために、農業景観の特性や基本的な方針を踏まえ、必要に応じて景観農業振興地域整備計画の策定を検討します。



例：河内町の棚田

11. 計画の評価・検証（本編第9章）

効果的な景観形成を推進するためには、一定期間ごとに、本市の景観形成の状況を把握し、景観に関する取組の進捗状況や効果を検証することが重要と考えられることから、定期的に本計画の評価・検証を行います。

得られた結果は、景観審議会に諮り、客観的な視点を取り入れて評価・検証を行うこととします。

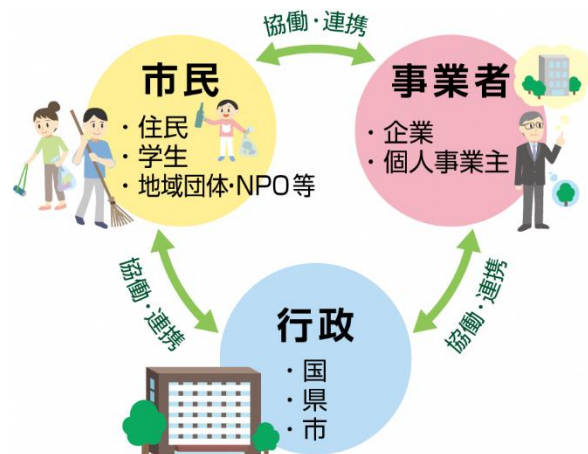
また、必要に応じて計画の改定を行い、社会情勢の変化や検証結果に対応した効果的な景観形成に繋げていきます。

12. 市民との協働（本編第8章）

（1）市民・事業者・行政の役割

本市では、様々な地域で、住民主体の自主的なまちづくり・景観づくりの活動が既に始まっています。これからも多様な形で市民がまちづくりに関与していくものと考えられますが、市民・事業者と行政が、それぞれの役割と責任を明確にし、協力して取り組むことが重要です。

今後、様々な主体と連携することで、市民協働による良好な景観形成を推進していきます。



（2）協働による景観形成の推進

市民・事業者・行政の協働による景観形成の推進にあたっては、以下のような方針に基づき、進めていきます。

①景観に関する意識醸成のための施策の継続的な実施

- 市内小学校で実施されている景観教育や景観に関する顕彰活動、市民協働による夜間景観づくり等を通じて、市民や事業者の景観に関する意識の醸成を図ります。
- 本市の景観形成に関する情報について、発信する情報内容を踏まえ、広報紙、パンフレット、ホームページ、SNS、あるいは新聞やテレビ等、多様な媒体から最も適切な手法を選択し、的確な情報発信を進めます。



景観教育（五福小学校）

②協働による景観形成に向けた各種制度の有効活用

- 景観法に基づく景観形成基準等の提案制度や景観協定制、景観整備機構制度、あるいは都市計画法に基づく地区計画制度等、景観形成に関わる法制度を活用し、良好な景観形成を進めます。
- 違反屋外広告物簡易除却協力員制度など、景観形成に関わる市の制度を活用し、良好な景観形成を進めます。



違反屋外広告物簡易除却協力員の活動の様子

③地域における景観形成の取組支援

- 花苗の配布やゴミステーション管理支援等、あるいは市民と事業者、行政の協働による「パートナー花壇」、「スポンサー花壇」づくり等、市民や事業者の景観形成に係る活動を継続的に支援します。
- 地域における景観上重要な建造物の保存、修景行為に対する助成や、新町・古町地区や川尻地区の町並みの保全、向上のための古民家等の保全や修繕に対する助成等、景観形成に係る助成を継続的に進めていきます。
- 本市の良好な景観づくりに取り組む人や団体が、助言を求める場合、「景観アドバイザー制度」を活用し、専門知識と実務経験を有するアドバイザーを派遣する等、専門家による支援を行います。



スポンサー花壇

景観形成に係る各種ガイドライン等一覧

名称	概要	参照コード
熊本市光のマスタープラン (令和2年(2020年)策定)	夜間景観のコンセプトや目標等の夜間景観の基本的な方針を示すとともに、夜間景観づくりを実践するための基本的な照明の仕様や演出手法について提案するもの。	
熊本市公共サインガイドライン (令和2年(2020年)策定)	市域の全ての公共サインを対象とし、サイン整備に関する方針、サイン種別毎の配置、本体の形状や大きさ、表記上の統一したルール及び運用や維持管理のルールを定めたもの。	
熊本市公開空地等整備・利活用等推進ガイドライン (令和3年(2021年)策定)	公開空地等について、その機能やしつらえを良好なものとし、積極的な利活用を図るため、検討手順、利活用の推奨例、整備方針を示すとともに、維持管理における基本的な方針について示したもの。	
屋外広告のてびき (令和3年(2021年)策定)	本市のまち並みをより良い景観にしていくために、広告物を表示するにあたってのルールや手続きの流れ等をまとめたもの。	
熊本市屋外広告物ガイドライン (令和4年(2022年)策定)	屋外広告物のデザイン、安全確保等に関する方針を示しつつ、地域別の景観形成方針と配慮事項等を示したもの。	
新町・古町地区の城下町の風情を感じられる町並みづくりガイドライン (平成23年(2011年)策定)	新町・古町を対象とし、町並みづくりの基本方針をはじめ、町屋や一般建造物等の保存・修景基準を定めるなど、新町・古町地区の町並みづくりの指針としてまとめたもの。	
川尻地区の歴史を活かした町並みづくりガイドライン (平成26年(2014年)策定)	川尻地区を対象とし、地区の歴史や文化を踏まえた町並みづくりの方向性を明らかにし、伝統的様式建造物などの特徴を紹介することにより、町並みの保存・修景の基準や町並み協定についてまとめたもの。	
熊本駅周辺地域都市空間デザインガイド (平成19年(2007年)策定)	熊本駅周辺地域の都市空間デザインの基本的な考え方とデザインの具体例をまとめたもの。	
桜町・花畑周辺地区まちづくりマネジメント基本計画 (平成26年(2014年)策定)	桜町・花畑周辺地区において、市民に親しまれ、楽しく歩ける歩行者中心のまちづくりのために、基本方針やデザインと利活用・運営管理の指針等をまとめたもの。	
大規模行為・特定施設届出地区・熊本空港周辺景観形成地区に関する届出様式	景観法第18条では、行為着手の30日前までに届出となっているが、建築確認申請前等可能な限り早い段階での提出が望ましい。	

熊本市景観計画 概要版

熊本市 都市建設局都市政策部 都市デザイン課
〒860-8601 熊本県熊本市中央区手取本町1-1
電話 096-328-2508



熊本市景観計画
の本編はこちら